

戦國前期における尙書の展開

—— 孟子の引文を中心として ——

松 本 雅 明

目次

第一節 篇名のある引文	第四節 舜典の成立
第二節 「書曰」とある引文	第五節 孟子と堯舜（堯典の成立）
第三節 書にちかい文章	第六節 戦國前期の書
	第七節 結語

本稿は、私の「尙書」復原のころみのなかの一節である。「尙書」の原形をとらへ、その發展の様相をあとづけることは、さまざまの方向からなされうであらう。私はここでは、先秦古典のなかにあらはれる「尙書」の断片を、その相互の間、現存の今文尙書、佚亡した鄭注古文、「史記」所引の諸篇などと比較し、春秋末—戦國における増加の部分とその性格を明かにすることから、はじめたい。

さきに「論語」所引の書を検討することによつて、春秋後期の様相を明かにしたと思ふから、ここでは、そののち戦國前期にいたるまでの發展を、「孟子」を中心に考へたいと思ふ。

第一節 篇名のある引文

「孟子」は古典としては、「論語」よりも原形にちかいと思はれる。弟子たちによつて輯録されたこの語録は、いくらか

の變改はあつても、孟子の思想をかなり顯著に反映してゐることは明かである。ここにひかれる「書」も、「論語」よりはるかに多くなつてゐる。

はじめに篇名をしるすもの九條について見よう。

〔一〕咸丘蒙問曰、「語云、『盛徳之士、君不得而臣、父不得而子。』舜南面而丘、堯帥諸侯、北面而朝之、瞽瞍亦北面而朝之、舜見瞽瞍其容有覺。孔子曰、『於斯時也、天下殆哉岌岌乎。』不識此語誠然乎哉。」孟子曰、「否、此非君子之言、齊東野人之語也。堯老而舜攝也。堯典曰、『二十有八載、放勳乃徂落、百姓如喪考妣、三年、四海遏密八音。』孔子曰、『天無二日、民無二王。』舜既爲天子矣、又帥天下諸侯以爲堯三年喪、是二天子矣。」(萬章上)

それは現存の「舜典」に、

二十有八載、帝乃徂落、百姓如喪考妣、三載、四海遏密八音。

とある。放勳は堯の名、「舜典」ではそれが帝となる。また「三年」と「三載」にも違ひがある。現存「舜典」は、伏生今文においては、「堯典」に含まれてゐたが、後漢の鄭玄注古文では、それをわけてゐる(第四節參照)。右の引文は「春秋繁露」煖煥孰多篇には、

尙書曰、「二十有八載、放勳乃徂落、百姓如喪考妣、四海之內、闕密八音三年」⁽³⁾

とみえ、二、三字を異にする。「説文」歹部には、「殂、往死也。虞書曰、『放勳乃徂落』⁽⁴⁾」とある。助は勳(小篆)の古文である。また敦煌本「經典釋文」には、

放勳廼殂 馬・鄭本同、方輿本作帝乃徂落。

とみえる。そこから、現行本に、「放勳」ではなく「帝」とあるのは、僞古文、ことに齊の姚方輿本において改めたものであることがわかる。

〔二〕 孟子見梁惠王、王立於沼上、顧鴻鴈麋鹿曰、「賢者亦樂此乎。」孟子對曰、「賢者而後樂此、不賢者雖有此不樂也。……古之人與民偕樂、故能樂也、湯誓曰、『時日害喪、予及女皆亡。』民欲與之皆亡、雖有臺池鳥獸、豈能獨樂哉。」（梁惠王上）

今本「湯誓」には、

曰、時日曷喪、予及汝皆亡。

とあり、「史記」殷本記には、「曰、是日何時喪、予與女皆亡」とみえている。湯王が自らを犠牲にして、桀を討とうとする決意をあらはした語である。

〔三〕 萬章問曰、「人有言、伊尹以割烹要湯。有諸。」孟子曰、「否、不然。伊尹耕於有莘之野、而樂堯舜之道焉。非其義也、非其道也、祿之以天下、弗顧也。繫馬千駟、弗視也。非其義也、非其道也、一介不以與人、一介不以取諸人。……吾聞其以堯舜之道要湯、未聞以割烹也。伊訓曰、『天誅造攻、自牧宮、朕載自亳。』」（萬章上）

伊尹が湯王の孫太甲をさとした語である。僞古文「伊訓」には、「皇天降災、假手于我有命、造攻自鳴條、朕哉自亳」と、わかり易く改作されてゐるが、牧宮は桀王の宮であるから、意味はいくらも異つてきてゐる。漢代にあらはれた鄭注古文本には存在したが、その後逸した。鄭玄は「典寶」の序の注に、その文を引いてゐる。

伊訓曰、載孚在亳、征自三腰（堯典正義引）。

〔四〕 孟子曰、「仁則榮、不仁則辱。今惡辱而居不仁、是猶惡濕而居下也。……今國家閒暇、及是時般樂愈放、是自求禍也。禍福無不自己求之者。詩云、『永言配命、自求多福。』太甲曰、『天作孽、猶可違、自作孽、不可活。』此之謂也。」（公孫丑上）

〔五〕 孟子曰、「不仁者可與言哉。安其危而利其菑、樂其所以亡者。不仁者而可與言、則何亡國敗家之有。……夫人必自侮、然後人侮之。家必自毀、然後人毀之。國必自伐、然後人伐之。太甲曰、『天作孽、猶可違、自作孽、不可活。』此之謂也。」（離婁上）

伊尹が太甲に訓へた書である。「太甲」三篇は今文・古文ともに傳はつてゐない。「禮記」緇衣には、同じ文をひき、

太甲曰、天作孽、可違也、自作孽、不可以逭。

といふ。ほかに三條（縮衣・表記・大學）ひかれてゐる。「禮記」には「也」が加はり、「活」が「以道」となる。僞古文は、「天作孽、猶可違、自作孽、不可道」として、兩者を折衷してゐる。

〔六〕 孟子曰、「……其君子實玄黃于匪、以迎其君子、其小人簞食壺漿、以迎其小人、救民於水火之中、取其殘而已矣。大誓曰、「我武惟揚、侵于之疆、則取于殘、殺伐用張、于湯有光。」不行王政云爾。苟行王政、四海之內、皆舉首而望之、欲以爲君、齊楚雖大、何畏焉。」（滕文公下）

これは次節の「一四」・「一五」に引く、「湯誓」「大誓」にちかいと思はれる引文の、次に見えてゐる。萬章が、宋は小國であるから、王政を行はうとするとき、齊・楚が悪んで征めるなら、どうしたらよいか、といふのに對する孟子の答の、終りの部分である。孟子は、湯が亳に居り、葛と鄰してゐたのに、葛伯がほしのままにして祀らず、湯の餉を奪つたので、湯は征討をまづ葛よりはじめた、といふ故事を引く。「葛伯仇餉」「僕我后、后来其無罰」といふ「湯誓」の文と思はれる二條（第六節參照）をひき、そのあとで、「有攸不惟臣、東征綏厥士女、匪厥玄黃、紹我周王見休、惟臣附于大邑周」を、ことわりなしに續けるが、それは「大誓」の文であらうと思はれる（第二節）。

それにつづく上掲の引文は、明かに「大誓」としてゐる。「大誓」は、武王が衆に誓つて紂王を伐つ辭である。「大誓」の傳來、漢の後得今文「大誓」については、複雑な問題があるので、別にふれることにする。戰國本「大誓」については、それが「孟子」二條のほか、「左傳」「禮記」「坊記」「荀子」「史記」などに引かれてゐるところから、そのかたちを考へることができる。右の引文は韻文になつてゐる點が注目される。

〔七〕 孟子曰、「……堯崩、三年之喪畢、舜避堯之子於南河之南。天下諸侯朝觀者、不之堯之子而之舜。訟獄者、不之堯之子而之舜。謳歌者、不謳歌堯之子而謳歌舜。故曰天也夫。然後之中國、踐天子位焉。而居堯之宮、運堯之子、是篡也、非天與也。大誓曰、「天視自我民視、天聽自我民聽。」此之謂也。」（萬章上）

この「大誓」については、詩「烝民」の鄭玄の箋に「書曰、天聰明、自我民聰明」といひ、疏には「大誓文也」としてゐる。しかし「臯陶謨」に後者と同文があるから、疏の説は誤であらう。

〔八〕 孟子曰、「盡信書、則不如無書。吾於武成、取二三策而已矣。仁人無敵於天下、以至仁伐至不仁、而何其血之流杵也。」（盡心下）

書はここでは「尙書」であり、「書なきに如かず」とは「武成」一篇のことではなく、ひろくその受けとりかたをさすものである。しかしとくにこの文では、武王が紂を伐ち、そのために血があふれて杵を流した、といふ表現について、武王は仁人であるから、そのやうな残忍酷薄なことはありえない、といふのである。武王のこの説話は、「荀子」儒效篇・成相篇、「史記」殷本記、「淮南子」泰族訓、「列女傳」孽嬖傳、「華陽國志」巴志篇などに見えるところで、それは必ずしも「武成」にもとづくのではなく、戦國時代にひろく知られた傳承であらう。「孟子」の時代にも、もちろん、それはあつたであらうが、とくにその中心となる「武成」の記述に對して、彼の立場を述べたものであると思はれる。僞古文「武成」にも、「血流漂杵」の語がある。

〔九〕 萬章曰、「今有禦人於國門之外者、其交也以道、其餽也以禮、斯可受禦與。」曰、「不可、康誥曰、『殺越人于貨、閔不畏死、凡民罔不誅。』是不待教而誅者也。殷受夏、周受殷、所不辭也、於今爲烈。如之何其受之。」（萬章下）

この部分は現存の「康誥」には、

殺越人于貨、閔不畏死、罔弗誅。

とあつて、三字變り、「凡民」がぬけてゐる。

以上、篇名の明かな九條についてみると、唐虞書にあたる部分では「堯典」、商書では「湯誓」「伊訓」「太甲」(2)があ

り、周書では「大誓」(2)、「武成」「康誥」がある。すなはち舜に關するもの、湯と伊尹と太甲に關するもの、文王・武王・周公に關するものである。周では文・武王に關するものが多く、周公を中心とするものは、わづかに「康誥」一篇であることが注目される。それは「孟子」全體において、關心が周公から文武王に移つてゐることと關連するものである。この結果は、つぎの「書曰」についてみるところとほとんど變らない。

第二節 「書曰」とある引文

篇名をしるさず、たんに「書曰」とする引文は、十條みえてゐる。それらはいづれも、現存の今文のなかにはない。

〔一〇〕……此文王之勇也。文王一怒、而安天下之民。書曰、「天降下民、作之君、作之師、惟曰其助上帝寵之。四方有罪無罪、惟我在。天下曷有越厥志。」一人衡行於天下、武王恥之、此武王之勇也。……(梁惠王下)

僞古文「泰誓」には、これに近い文が引かれてゐるが、何にもとづくのか分らない。湯の語として、「論語」堯曰篇に、「……朕躬有罪、無以萬方、萬方有罪、罪在朕躬」といひ、「墨子」兼愛下篇にひく「湯説」には、「萬方有罪、即當朕身、朕身有罪、無及萬方」とあり、「國語」周語上には、「湯誓曰、余一人有罪、無以萬夫、萬夫有罪、在余一人」とみえ、「呂氏春秋」順民篇には、湯の語として、「……余一人有罪、無及萬夫、萬夫有罪、在余一人」といふのをあげてゐる。これら其實は梁惠王下にひく「書」の文にもとづき、やがて「湯誓(説)」に採られたことは、すでに述べた。また孫星衍は、これを周初に關する「書」とみてをり、江聲は「大誓」の逸文であらうと考へてゐる。それは前後に文王・武王があるところから、正しいであらう、といふことも述べた。おそらく、「大誓」の文であらう。

〔一一〕・〔一二〕 孟子對曰、臣聞七十里爲政於天下者、湯是也。未聞以千里畏人者也。書曰、「湯一征、自葛始。」天下信之、東面而征、西夷

怨、南面而征、北狄怨、曰奚爲後我。民望之、若大旱之望雲霓也、歸市者不止、耕者不變、誅其君而弔其民、若時雨降、民大悅。書曰、「後我后、后來其蘇。」今燕虐其民、王往而征之。民以爲將拯己於水火之中也、簞食壺漿以迎王師。若殺其父兄、係累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何其可也。(梁惠王下)

齊の宣王が燕を伐つてそれを奪つたので、諸侯は燕を救はうと謀つた。宣王はそれをおしとどめる法を孟子にたづね、孟子は右のやうに答へた。ここにみえる「書」は明かに湯に關するものであるが、これにほほ近いものが滕文公下に引かれてゐる。

〔二三〕 孟子曰、湯居亳、與葛爲鄰、葛伯放而不祀。湯使人問之曰、「何爲不祀。」曰、「無以供犧牲也。」湯使遺之牛羊。葛伯食之、又不以祀。湯又使人問之曰、「何爲不祀。」曰、「無以供粢盛也。」湯使亳衆往爲之耕、老弱饋食。葛伯率其民、要其有酒食黍稻者奪之、不授者殺之。有童子以黍肉餽、殺而奪之。書曰「葛伯仇餽」、此之謂也。

〔二四〕・〔二五〕 爲其殺是童子而征之、四海之內皆曰、非富天下也、爲匹夫匹婦復讎也。湯始征、自葛載、十一征而無敵於天下。東面而征、西夷怨、南面而征、北夷怨、曰、「奚爲後我」。民之望之、若大旱之望雨也。歸市者弗止、芸者不變、誅其君弔其民。如時雨降、民大悅。

書曰、「後我后、后來其無罰」。「有攸不惟臣、東征綏厥士女、匪厥玄黃、紹我周王見休、惟臣附于大邑周」。其君子實玄黃于匪、以迎其君子、其小人簞食壺漿、以迎其小人、救民於水火之中、取其殘而已矣。

これは萬章が孟子に、小國の宋が王政を行はうとすると、齊・楚の大國が憎んでそれを伐つなら、どうしたらよいか、と問ふのに答へた一節である。後節は前節につづく。前節の「葛伯仇餽」は、梁惠王下篇の「湯一征、自葛始」と關連をもつてゐる。後節は全くそれと同じ事件を寫して、文章もよく似てゐる。それは孟子に關する類似の傳承がこの二つの説話となつたのか、一つの説話の一部分が他の説話の中にまぎれこんだのか、よく分らないが、行文から見ると、後のやうにみえる。すなわち滕文公下篇では、はじめの「葛伯仇餽」、あとの「後我后」云々との關聯から、説明のために、梁惠王下篇の文が挿入され、それが本文にまぎれこんだのではなからうか。後節の「書」のはじめの二句は、梁惠王下篇の「書」にちかいが、

「蘇」が「無罰」になつてゐる。しかも後節では、そのあとに文がつづき、大邑周とあり、さらに「大誓」を引き、周の武王の事蹟をあげる。さうすると周書であることは明かで、この周書の中に、商書と同じ二句が、一字をかへられて採られてゐるやうにみえる。しかし文をよむと、充分つながらないので、むしろ商書の二句のつぎに、それと関係のある周書を、ことはりなしに引いたものとみられるであらう。(「有攸不惟臣から「大邑周」までは、古調で、孟子の語ではありえない。)

この商書はおそらく「湯征」、もしくは「湯誓」の逸文であらう。「湯征」「湯誓」は同じ篇のやうにも思はれるが、「史記」殷本紀では、この兩者が見えてゐる。「湯征」に關しては、

湯征諸侯、葛伯不祀、湯始伐之作湯征。湯曰、「予有言、人視水見形、視民知治不。」伊尹曰、「明哉、言能聽、道乃進、君國子民、爲善者皆在王官、勉哉勉哉。」湯曰、「汝不能敬命、予大罰殛之、無有攸赦。」

といふ。これは「湯征」の文そのままではなく、湯の説話からとつたものと思はれるが、司馬遷は、「孟子」の先の文を、「湯征」とみてゐることは明かである。「湯征」と「湯誓」とは、同一篇が分裂したのか、ほんらい異なるものであるかは、明かでない。江聲の「尚書集注音疏」には、「湯誓」の逸文とし、王鳴盛の「尚書後案」、孫星衍の「尚書逸文」には、「湯征」としてゐる。今文「湯誓」が不完全なものであることは、「墨子」尚賢中にひく「湯誓」、兼愛下にひく「湯説」、「國語」周語上にみえる「湯誓」の文が、すべて今文にないことからわかる。僞古文には「仲虺之誥」にひくが、根據はない。これらのことは別にさらに詳論したい。

滕文公下篇にひく、「有攸不惟臣、東征綏厥士女」云々は、周書の文である。それを説明したあとに「大誓」をひくが、それは、武王の東征が湯と比較され、「于湯有光」(湯に^{ほまれ}べて光あり)とあるからである。僞古文「武成」に、

肆予東征、綏厥士女。惟其士女、篋厥玄黃、昭我周王。天休震動、周附我大臣周。

とあるのは、おそらく「孟子」によつて僞作したのであらう。しかしこの、「書」の断片を考へるとき、「大誓」(もしくは「武成」¹⁰)のほかにはおきがないやうに思はれる。前者であるとすれば、「大誓」の引用が二回つづき、そのために、はじめの部分が前の商書にまぎれこみ、脱落したと考へられる。

しかし堯典の疏には、「鄭注禹貢引胤征云、厥匪玄黃、昭我周王」とある。「胤征」はたしかに鄭注古文のなかにあるが、この夏書のなかに、「周王」とあるのはふしぎである。そこから江聲は「周」を「君」の誤とし、孫星衍は「周」とは「忠信」の意であるとなし、和解をこころみてゐる。しかしそのほかに、「大邑周」「東征」の語があるのは、理解しがたいところである。かくして、それは何らかの誤であるとみられないであらうか。もちろんいちおう「篚厥玄黃、昭我周王」の二句だけが「胤征」で、周書はその句をとつてゐるとか、周書の中の一句が「胤征」にとられてゐるとか、考へて、調和をこころみることができやうが、やはり無理である。¹¹

〔一六〕 勝文公爲世子、將之楚、過宋而見孟子。孟子道性善、言必稱堯舜。世子自楚反、復見孟子。孟子曰、「世子疑吾言乎。夫道一而已矣。成覲謂齊景公曰、『彼丈夫也、我丈夫也、吾何畏彼哉。』顔淵曰、『舜何人也、予何人也、有爲者亦若是。公明儀曰、『文王我師也、周公豈欺我哉。』今滕絕長補短、將五十里也、猶可以爲善國。書曰、『若藥不瞑眩、厥疾不瘳。』」(滕文公上)

「國語」楚語上には、同じ語が、殷の武丁が書を作つて曰ふ、として引かれてゐる。

白公曰、「昔殷武丁能聳其聽、至於神明、以入於河、自河徂亳。於是乎三年默以思道。卿士患之、曰、『王言以出令也、若不言、是無所稟令也。』武丁於是作書曰、『以余正四方、余恐德之不類、茲故不言。』如是而又使以象夢、旁求四方之賢、得傳說以來、升以爲公、而使朝夕規諫。曰、『若金用女作礪、若津水用女作舟、若天旱用女作霖雨。啓乃心、沃朕心。若藥不瞑眩、厥疾不瘳。若跖不視地、厥足用傷。』」

江聲の「尚書集注音疏」には、次のやうに云ふ。賈逵・唐因らはみな、武丁が作つた書を「說命」とみてゐる。しかし韋昭

は、それを非とし、この時まで武丁は傳説を得てゐない、といふ。しかも「以余正四方」云々は、「尙書」の文に類しない。これはおそらく白公子張が、武丁が傳説を求める意を説いたので、「若金」以下は、説に命じた辭である。「孟子」滕文公篇には、「若藥不瞑眩」を引いて、明かに「書曰」と稱してゐるので、これは「說命」の文であらう。「說命」三篇を按ずるのに、今文・古文みな存しないので、これがどの篇に屬するかはわからない。

この江氏の説はたしかに一理がある。「呂氏春秋」の重言篇には、

高宗天子也、即位三年諒闇不言、卿大夫恐懼之。高宗乃言曰、「以余一人正四方、余唯恐言之不類世、茲故不言。」

とあつて、「書曰」とは見えてゐない。しかし「呂氏春秋」は、「國語」の文にもとづくやうにみえるし、もしさうでないなら、やはり「說命」からとつたとしか考へがたい。文が全く同じだからである。従つて文字どほり、これを「書」の文とし、それが「茲故不言」までかかり、その後の三十九字を白公の説明とするなら、理解できるであらう。すでに「論語」憲問篇の引文について述べたやうに、それは「說命」の文であらう。僞古文「說命」にもそれを引く。この「說命」の文はわかりやすく、諛的表現をもまじへることを、注意しよう。

〔二七〕公都子曰、「外人皆稱夫子好辯、敢問何也。」孟子曰、「予豈好辯哉、予不得已也。天下之生久矣、一治一辭。當堯之時、水逆行、汎蓋於中國、蛇龍居之。民無所定、下者爲巢、上者爲窟。書曰、「洚水警余。」洚水者洪水也。使禹治之、禹掘地而注之海、驅龍蛇而放之。……」（滕文公下）

孟子は、「洚水」を「洪水」と解する。「孟子」告子篇にも、「水逆行謂之洚水」とみえてゐる。「說文」水部には、「洚水不遵其道」とする。「堯典」には、「湯湯洪水方割」とみえ、「阜陶謨」にも洪水とあつて洚水としない。

これは堯・禹の傳説にちなむので、虞書に屬することは明かであるが、今文の「堯典」（舜典を含む）「阜陶謨」（益稷を含む）

にも見えない。虞書としてはほかに、鄭注古文に、「汨作」「九共」「大禹謨」があり、「尙書大傳」には、「九共」をひく。「史記」五帝本紀の引文には、篇名をひいてゐない。ほかに百篇書序に、「稟飲(沃)」があるが、これは阜陶の注音がまぎれて、獨立篇名となつたのであらう。

江聲の「尙書集注音疏」には、つぎのやうに言ふ。「説文」水部には、上の文を引いて虞書としてゐる。孔氏逸書二十四篇のうち、「汨作」篇がある。汨は治水をいふから、汨作はけだし、洪水を治むることをしるすのである。従つてこの文は、或ひは「汨作」の文かと思はれる。しかし書序や大傳のやうであるなら、「汨作」「九共」は舜に關するもので、前者は「生を別ち、類を分つもの」、後者は國々の貢賦・政教をしるすもので、洪水説話にはふさはしくない。しかも後述のやうに、これらの篇は戰國後期の成立と思はれるのである。さうすると先の書は、「大禹謨」をおいては考へがたいといふことができよう。

〔一八〕「……堯舜既没、聖人之道衰、暴君代作。壞宮室以爲汙池、民無所安息。棄田以爲園囿、使民不得衣食。邪說暴行又作、園囿・汙池・沛澤多、而禽獸至。及紂之身、天下又大亂。周公相武王、誅紂伐奄。三年討其君、驅飛廉於海隅而戮之。滅國者五十、驅虎豹犀象而遠之、天下大悅。書曰、『不顯哉文王謨、丕承哉武王烈。佑啓我後人、咸以正無缺。』世衰道微、邪說暴行有作。臣殺其君者有之。子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰、『知我者、其惟春秋乎。罪我者、其惟春秋乎。』」(滕文公下)

これは前節のつづきであり、このあとに、孟子の、楊朱・墨翟の徒に對する批判がのべられてゐる。この「書」も逸文で、僞古文の「君牙」にとられてゐる。文王・武王をたたへ、「わが後人を佑け啓く」とあるところから、成王・康王、もしくはそれ以後の「書」であることはたしかである。いま「書」のなかに、このやうな文王・武王への讚美を求めると、

惟乃丕顯考文王、克明德慎罰、不敢侮鰥寡、庸庸祗祗、威威顯民。……天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命。(康誥)

王若曰、公周明保予沖子、公稱丕顯德、以予小子、揚文武烈、奉答天命、和恆四方民、居師。停宗將禮、稱秩元祀、威秩無文。惟公德、明光于上下、勸施于四方。旁作穆穆、迓衡、不迷文武勳教。(洛誥)

周公拜手稽首曰、王命予來、承保乃文祖受命民、越乃光烈考武王、弘朕恭。(洛誥)

周公曰、嗚呼、自殷王中宗、及高宗、及祖甲、及我周文王、茲四人迪哲。(無逸)

公周曰、前人敷乃心、乃悉命汝、作汝民極。曰、汝明勳、偶王在亶、乘茲大命。惟文王德、丕承無疆之恤。(君奭)

今文子文孫播子王矣、其勿誤于庶獄。惟有司之牧夫、其克詰爾戎兵、以陟禹之迹、方行天下、至海表、罔有不服。以觀文王之耿光、以揚武王之太烈。(立政)

王曰、嗚呼、疾大漸、惟幾。病日臻、既彌留、恐不獲誓言嗣。茲予審訓命汝。昔君文王武王、宣重光、奠麗陳教則肆。肆不違、用克達殷、集大命。在後之侗、敬迓天威、嗣守文武大訓、無敢昏逾。(顧命)

曰、皇后憑玉几、道揚末命、命汝嗣訓。臨君周邦、率循天下、變和天下、用答揚文武之光訓。(顧命)

昔君文武、丕平實、不務咎、底至齊信、用昭明于天下、則亦有熊羆之士、不二心之臣、保乂王家、用端命于上帝。(康王之誥)

王若曰、父義和、丕顯文武、克慎明德、昭升于上、敷聞在下、惟時上帝、集厥命于文王。亦惟先正、克左右、昭事厥辟。(文侯之命)

のやうである。これらはそのもつとも著しいものである。これらによると、古い部分にも、「丕顯考文王」(康誥)。「光烈考武王」(洛誥)といふ語があるが、この定式化したと思はれる表現のほかは、受命と後王の覺悟をといてゐるので、特別に讚美したことはあるわけではない。しかし「以觀文王之耿光、以揚武王之太烈」(立政)。「答揚文武之光訓」(顧命)、「正顯文武、克慎明德」(文侯之命)といふに及んで、かなり神格化された讚嘆となつてくる。

それは偽古文の方では、「嗚呼惟我文考、若日月之照臨、光于四方、顯于西土」(泰誓)、「王若曰、嗚呼、父師、惟文王武王、敷大德于天下、用克受殷命。惟周公左右先王、綏定厥家」(畢命)、「爾惟敬明乃訓、用奉若于先王、對揚文武之光命、追配

于前人（君牙）、「昔在文武、聰明齊聖、小大之臣、咸懷忠良、其侍御僕從、罔匪正人」（罔命）のやうになる。このなかで「泰誓」の文は、「墨子」兼愛中と兼愛下に、「大誓曰、文王若日若月、乍照光於四方、於西土。」とあるのを採つてゐる。ほかはもちろん晋の僞作で、意味はないけれども、後世にいたるほど、それが強調されてゆくさまは讀みとれるであらう。「泰誓」の成立については、後に述べるけれども、春秋末戰國初を遡りえないであらう。

金文においては、「大豊殷」に、「衣祀王不（丕）顯考文王、事喜上帝。文王監在上、不（丕）顯王作相、不（丕）繇王作唐、丕克三衣王祀」とあり、「大孟鼎」に、「王若曰、孟、不（丕）顯政王、受天有大命。在珷王、嗣政作邦、鬪季匿、匍有四方、駿正羣民。在寧御事、獻酒無敢醜、有柴烝祀無敢醜」、「羌伯殷」に、「王若曰、羌伯、朕不（丕）顯祖玟珷、應受天命。乃祖克烝先王、異自它邦、有芾于大命。我亦弗隳莒邦、錫女鬲鐘」、「宗周鐘」に、「我佳司配皇天王、對作宗周寶鐘。倉倉恩恩、雄雄離離、以邵各不（丕）顯祖考先王」とみえるやうである。ここには受命と祭祀とをとくけれども、神格化は見うけられない。

つぎに「詩」について見よう。そこには、「書」の表現の特徴である、「丕顯考文王」（康誥）、「稱丕顯德」（洛誥）、「弼我不丕基」（大誥）、「竝受此丕丕基」（立政）、「丕顯文武」（文侯之命）のやうな語は、周頌「維天之命」の

維天之命 於穆不已 於乎不（丕）顯、文王之德之純 假以溢我 我其收之 駿惠我文王 曾孫篤之

のほかは見えない。これは「書」と「詩」との表現様式の相違にもとづくものであるし、また成立の時代の相違にもとづくものであらう。「詩」においては、むしろ、大雅においては、

文王在上 於昭于天…… 穆穆文王 於緝熙敬止（文王）

維此文王 小心翼翼 昭事上帝 聿懷多福 厥德不回 以受方國（大明）

文王有聲 遼駿有聲 遙求遼寧 遙觀厥成 文王烝哉 (文王有聲)

考卜維王 宅是鎬京 維龜正之 武王成之 武王烝哉 (文王有聲)

下武維周 世有哲王 三后在天 王配于京 (下武)

のやうに見えてゐる。

周頌においては、

維清緝熙 文王之典 肇禋 迄用有成 維周之禎 (維清)

天作高山 大王荒之 彼作矣 文王康之 彼徂矣 岐有夷之行 子孫保之 (天作)

我將我享 維羊維牛 維天其右之 儀式刑文王之典 日靖四方 伊嘏文王 既右饗之 我其夙夜 畏天之威 于時保之 (我將)

執競武王 無競維烈 不顯成康 上帝是皇 自彼成康 奄有四方 (執競)

於皇武王 無競維烈 允文文王 克開厥後 嗣武受之 勝殷遏劉 普定爾功 (武)

綏萬邦 婁豐年 天命匪解 桓桓武王 保有厥士 于以四方 克定厥家 於昭于天 皇以間之 (桓)

文王既勤止 我應受之 敷時繹思 我徂維求定 時周之命 於繹思 (賚)

のやうである。

これらは西周の末には成立してゐたと思はれる諸篇であり、ことに頌は廟祭において、古王をたたへて奏される歌であるにもかかはらず、その神格化はいちじるしくない。これらよりも、むしろ「墨子」に引く「大誓」、「孟子」にひく「書」にもつとも強調されてゐるのを知ることができる。これらのことは、この篇が、周の王朝とは無關係に、むしろのちの思想家によつて、周の王朝と聖王を道德の源泉として高めるために、強調されてきたものであることを示してゐる。私がその成立を、春秋末以前に遡りえないと見る理由の一つもまた、ここにある。「孟子」に引く「書」はさらに下り、孔子のあと並

子のすぐ前に成立してゐることはたしかである。「大誓」については別に論じたい。周書の中では、康王以後に屬するもので、「畢命」(史記)、「君牙(雅)」(禮記縮衣)、「冏命」(尙書大傳、鄭注古文)のなかの、いずれか―ことに「君牙」―の文であると思はれる。

〔一九〕 咸丘蒙問曰、「語云、「盛徳之士、君不得而臣、父不得而子。舜南面而立、堯帥諸侯、北面而朝之。瞽瞍亦北面而朝之。舜見瞽瞍、其容有蹙。孔子曰、於斯時也、天下殆哉、兇宥乎。」不識此語誠然乎哉。」孟子曰、「否。此非君子之言、齊東野人之語也。堯老而舜攝也。堯典曰、「二十有八載、放勳乃徂落、百姓如喪考妣、三年、四海遏密八音。」孔子曰、「天無二日、民無二王。」舜既爲天子矣、又帥天下諸侯以爲堯三年喪、是二天子矣。」咸丘蒙曰、「舜之不臣堯、則吾既得聞命矣。詩云、「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。」而舜既爲天子矣、敢問、瞽瞍之非臣、如何。」曰、「是詩也非是之謂也。勞於王事而不得養父母也。曰此莫非王事、我獨賢勞也。故說詩者、不以文害辭、不以辭害志、以意逆志、是爲得之。如以辭而已矣、雲漢之詩曰、「周餘黎民、靡有孑遺。」信斯言也、是周無遺民也。孝子之至、莫大乎尊親。尊親之至、莫大乎以天下養。爲天子父、尊之至也、以天下養、養之至也。詩曰、「永言孝思、孝思惟則、」此之謂也。書曰、「祗載見瞽瞍、夔夔齋栗、瞽瞍亦允。」若是爲父不得而子也。」(萬章上)

萬章上篇のはじめの部分は、舜に關する、萬章と孟子との問答からなり、そのなかに、右の一節が含まれてゐる。この節では、問者は弟子の咸丘蒙となるが、内容は一連をなしてゐる。これらには、ことに豊富な「詩」や「書」、孔子言の引用があり、なかには「語」がみえてゐる。「語」は漢の趙岐の注には、「諺語」とし、「韓非子」忠孝篇には、「記」をひいて、近い文をのせてゐる。すなはち「語」は「記」と同じであり、當時これらの説を筆録したものがあつたことがわかる。それは「書」とも、「論語」とも、異なるものであつた。

「書」の引用は二か所で、一は「堯典」の文、他は逸文である。前者は現存の「舜典」にあるが、それは古文において「堯典」の後半を獨立させて、「舜典」としたからである。逸文も明かに舜に關するものである。堯・舜に關するものは、

「史記」では篇名をしるさないが、鄭注古文では「汨作」「九共」が、百篇書序には「稟飫」が見えてゐる。しかし先秦古典では、この篇名を引くもの一つもなく、わづかに鄭注古文に「汨作」が、同古文と「尙書大傳」に「九共」の名があるにすぎない。これらの部分の成立の事情はとらへがたいが、「墨子」に、「禹誓」「禹之總德」「武觀」など、禹に關する一連の書が、戰國の中期に、儒・墨の争ひを背景として、成立してゐるやうに思はれるのを見ると、それらに對して、その思想を舜にかける儒家の有力な學派があつたのではなからうか。少くともそれが、「汨作」「九共」などの諸篇を成立せしめてゐるのではなからうか。しかも「汨作」が書序に、「帝釐下土、方設居方、別生分類、作汨作」といふごときものであり、「九共」が諸國の貢賦・政治をしるものであるなら、舜の説話とは無關係である。百篇書序にのみ見える「稟飫」は、明かではないが、おそらく上述のやうに、皋陶の注音がまぎれて、獨立の篇名になつたのであらう。「孟子」の上の逸文は、僞古文「大禹謨」に、「祗載見瞽瞍、夔夔齊慄、瞽亦允若」として引かれてゐる。それは誤であらうが、舜に關して別に書にかい形をとるものがあつて、そのなかの句と考へられないであらうか。(第四節參照)

第三節 書にちかい文章

上のほか、「孟子」には、はつきり篇名とか「書曰」とかしるさないけれども、「書」にちかい表現をもつものがある。今それについて一考しよう。もつとも多いのは、萬章上篇である。

〔二〇〕萬章問曰、「舜往于田、號泣旻天、何爲其號泣也。」孟子曰、「怨慕也。」萬章曰、「父母愛之、喜而不忘。父母惡之、勞而不怨。然則舜怨乎。」曰、「長息問於公明高曰、『舜往于田、則吾既得聞命矣、號泣于旻天于父母、則吾不知也。』公明高曰、『是非爾所知也。』夫公明高以孝子之、爲不若是怨。『我竭力耕田、共爲子職而已矣。父母之不我愛、於我何哉。』帝使其子九男二女、百官牛羊倉廩備、以事舜於

歎、歌、之、中。天下之士多就之者、帝將背天下而遷之焉。爲不順於父母、如窮人無所歸。天下之士悅之、人之所欲也、而不足以解憂。好色人之所欲、妻帝之二女、而不足以解憂。富人^レ之所欲、而不足以解憂。……惟順於父母、可以解憂。……大孝終身慕父母、五十而慕者、予於大舜見之矣。」(萬章上)

この問答からすると、萬章の問のはじめの二句は、すでに事實として、權威ある記録からの引用であるやうに思はれる。清の江聲は「尙書集注音疏」において、そのことを注目し、「文似尙書而不稱書曰」としるし、王鳴盛の「尙書後案」にも、「往于田三句見孟子、不言是書詞」(書序、大禹謨)といつてゐる。僞古文には、前節「一九」にあげた、萬章上篇に引く「書曰、祗載見瞽瞍」云々の文とともに、「大禹謨」に次のやうに引かれてゐる。

帝初于歷山、往于田、日號泣于旻天、于父母。

萬章上の二句はおそらく、「祗載瞽瞍」云々とともに、舜に關する書(もしくは傳記)の一節であらう。さらに「帝使其子九男二女」云々も、そのまま「書」の文とは考へられないが、それにちかひものより引くと見ることはできるのであらう。趙岐の注には、

堯典曰、「釐降二女、」不見九男。孟子時尙書凡百二十篇、逸書有舜典之敘、亡失其文。孟子諸所言舜事、皆堯典及逸書所載。獨丹朱以胤嗣之子臣下、以距堯求禪、其餘八庶無事、故不見於堯典。

といつてゐる。孟子のとき「尙書」凡そ百二十篇といふのは誤であるが、舜に關する書、もしくは傳記に亡失したものがあつたことはたしかであらう。ただ焦循の「孟子正義」、閻若璩の「尙書古文疏證」にいふやうに、趙岐は、「舜典之敘、亡失其文」とするから、古文「舜典」を見てゐないのである。ただ九男のことが亡失の「舜典」の中にあり、「史記」五帝本紀に、

堯乃以二女妻舜、以觀其內、使九男與處、以觀其外。舜居媯汭、內行彌謹。堯二女不敢以貴與驕、事舜親戚、甚有婦道、堯九男皆益親。

とあるのもそれにもとづく、と考へてゐるやうである。⁽²⁰⁾

江聲はまだ疑問にとどめてゐるが、惠棟・段玉裁らはこれらの断片を、亡失した「舜典」の文とみてゐる。ことに段氏は、「尙書撰異」で、先の趙注の「堯典及逸書所載」の文のうち、「堯典」は「舜典」の誤、「及」は衍で、傳寫のうちに失はれたのである。すなはちこの章、および「不告而娶」章、「原原而來」の數語、「祇載見瞽瞍」の數語は、みなまさに「舜典」中の語であるといふ。

この「舜典」の性格についてはなほ問題があるが、少くとも「堯典」のほかにもあり、その全部もしくは半ばが亡失したといふ考は、王鳴聲・毛奇齡・惠棟・段玉裁らを通じて見られるところである。しかし劉逢祿・皮錫瑞のやうな人は、「堯典」の外に別篇なく、趙注にいふ逸書は大傳の類であるとする。この問題については別にふれよう。

「舜典」の文と思はれるものは、なほ數條存在する。

〔二一〕萬章問曰、「詩云、『娶妻如之何、必告父母。』信斯言也、宜莫如舜。舜之不告而娶、何也。」孟子曰、「告則不得娶。男女居室、人之大倫也。如告、則廢人之大倫、以黷父母、是以不告也。」萬章曰、「舜之不告而娶、則吾既得聞命矣。帝之妻舜而不告、何也。」曰、「帝亦知告焉則不得妻也。」萬章曰、「父母使舜完廩、捐階、瞽瞍焚廩、使浚井、出、從而揜之。象曰、『謨蓋都君威我績。牛羊父母、倉廩父母、干戈朕、琴朕、篪朕、二嫂使治朕棲。』象往入舜宮、舜在牀琴。象曰、『鬱陶思君爾。』怙怙。舜曰、『惟茲民庶、汝其于予治。』不識舜不知象之將殺己與。」曰、「奚而不知也。象憂亦憂、象喜亦喜。」曰、「然則舜僞喜者與。」曰、「否、昔者有饋生魚於鄭子產。子產使校人畜之池。校人烹之。反命曰、『始舍之、圉圉焉、少則洋洋焉、攸然而逝。』子產曰、『得其所哉、得其所哉。』校人出曰、『孰謂子產智、子既烹而食之、曰、得其所哉、得其所哉。』故君子可欺以其方、難罔以非其道。彼以愛兒之道來、故誠信而喜之。奚僞焉。」(萬章上)

この部分は、「史記」五帝本紀には、

堯乃賜舜絺衣與琴、爲築倉廩予牛羊。瞽叟尚復欲殺之、使舜上塗廩。瞽叟從下縱火焚廩。舜乃以兩笠自扞而下去、得不死。後瞽叟又使舜

穿井。舜穿井、爲匿空秀出。舜既入深、瞽叟與象共下土實井、舜從匿空出。瞽叟・象喜、以舜爲已死。象曰、「本謀者象。」象與其父母分、於是曰、「舜妻堯二女與琴、象取之。牛羊倉廩、予父母。象乃止舜宮居、鼓其琴。舜往見之、象鄂不懌。」舜曰、「然、爾其庶矣。」舜復事瞽叟愛弟彌謹。

とある。文章はかなりちがふが、同じ原典によることは明かである。いちおう、「史記」が「孟子」にもとづく、と云へさうであるが、異つた表現があるところからすると、それだけではないやうに思はれる。毛奇齡・江聲・段玉裁らは、これを「舜典」の逸文にもとづくとし、ことに毛氏や魏源は、「舜典補亡」をつくつて、「史記」の五帝本紀には正しく二典の全書をのせてをり、—もちろん原文のままではないが、それを引擧してゐる、—そこから「舜典」の復原が可能であるとする。また惠棟は、この一段は文辭古幅で、孟子の本文に類せず、「史記」舜本紀にまたそのことを載するところよりしても、それが「舜典」の文であることは疑ひないといふ（古文尙書考）。

〔二二〕萬章曰、「象日以殺舜爲事。立爲天子則放之、何也。」孟子曰、「封之也、或曰放焉。」萬章曰、「舜流共工于幽州、放驩兜于崇山、殺三苗于三危、殛鯀于羽山。四罪而天下咸服、誅不仁也。象至不仁、封之有庠。有庠之人奚罪焉。仁人固如是乎、在他人則誅之、在弟則封之。」曰、「仁人之於弟也、不藏怒焉、不宿怨焉、親愛之而已矣。親之欲其貴也、愛之欲其富也。封之有庠、富貴之也。身爲天子、弟爲匹夫、可謂親愛之乎。」敢問、或曰放者何謂也。」曰、「象不得有爲於其國、天子使吏治其國、而納其貢稅焉。故謂之放。豈得暴彼民哉。雖然、欲常常而見之、故源源而來、不及貢、以政、接于有庠、此之謂也。」（萬章上）

趙岐の注には、「此常常以下、皆尙書逸篇之辭。孟子以告萬章、言此乃象之謂也」とする。江聲も「尙書集注音疏」において、その説に従つてゐる。すなはち、「此之謂也」と云ふところからすると、「有庠」以上はおのづから古書の成文であり、まさに「尙書」の文と見ることが出来る。しかし「欲常常」の句は、「雖然」を承けてゐる。「雖然」は、上を承けて下に轉ずる詞であるから、「欲常常」の二句はすなはち孟子の言で、古書の成文ではない。「不及貢」以下が「尙書」の逸文で

ある、といつてゐる。しかし「常常」「源源」もなほ孟子的な語ではないから、ここでは残すことにした。

惠棟の「古文尙書考」も、これを「舜典」の文と見る。ただ劉逢祿・皮錫瑞は、これが「書曰」とされず、「此之謂也」とあるのは、傳記・書説であることを示すと見る（書序述問・古文尙書攷證）。

〔二三〕……當堯之時、天下猶未平、洪水橫流、汜濫於天下。草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸倍人、獸蹄鳥迹之道、交於中國。堯獨憂之、舉舜敷治焉。舜使益掌火、益烈山澤而焚之、禽獸逃匿。禹疏九河、濬濟漯而注諸海、決汝漢、排淮泗而注之江。然後中國可得而食也。……后稷教民稼穡、樹藝五穰。……使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有敘、朋友有信。放勳曰、勞之來之、匡之直之、輔之翼之、使自得之、又從而振德之。聖人之憂民如此。而暇耕乎。……（滕文公上）

神農の言を説く許行なるものが、楚より滕に行つて自耕自織してゐるのを、孟子が批評した語の中の一節で、堯・舜・益・禹・后稷・契の名が見える。張西堂氏は、この文の中で、「放勳」云々は他の文とは異なるので、「尙書」の文ではなからうかと考へる（尙書引論）。

その場合、「放勳曰」の「曰」が問題となるので、それは「日」の誤であるといはれてきた。すなはち、宋の孫奭の「孟子音義」では、日は音駟、或は曰に作るのは誤、といひ、臧琳の「經義雜記」には、按ずるに趙注の意は、堯の言とせず、いま日をよみて越（曰）となす者は誤、といふ。焦循の「孟子正義」にもその説をとり、無識者がこの「勞之來之」以下の文をとつて、今本「舜典」の「汝作司徒、敬敷五教、在寬」につづけようとするのは、妄なるも甚しい。すでに益・禹・稷・契に命じて、己れよりせず、日に勞來匡直輔翼しようといふ。しかるゆゑんは、これを自得せしめんとするのである、といふ。しかし阮元の校勘記によると、宋石經、宋の閻・監・毛の三本、韓本（乾隆辛丑韓岱雲刊）などみな「曰」につくり、孔本（乾隆壬辰孔繼涵刊）のみ「日」につくる。

このやうに孫奭らは「曰」を「日」と見るが、趙注の原意はいつれともとりがたい。この放勳（堯）云々はただちに前後

につながらず、むしろ成書から數句をとつてきたやうに感ぜられる。「書」かどうかはきはめがたいが、「書」にちかひものであるとはいひえられるであらう。

〔二四〕公孫丑曰、「伊尹曰、『予不狎于不須。』放太甲于桐、民大悅。太甲賢、又反之、民大悅。賢者之爲人臣也、其君不賢、則固可放與。」孟子曰、「有伊尹之志則可、無伊尹之志則篡也。」(盡心上)

盡心篇については、かなり問題があり、「孟子」の原典を傳へてゐるかどうかについて、かなり異論が多いところである。しかし右の文には、「孟子」の地の部分に比して、著しい相違があるとはみとめられず、この篇のうちでは、信賴できる部分であらう。右の文の伊尹の語は、すでに江聲が、「尚書」の文であると思はれる、といつてゐる。僞古文「太甲上」には、次のやうに採られてゐる。

伊尹曰、茲乃不義、習與性成。予弗狎于弗順、營于桐宮、密邇先王、其訓無俾世迷。王徂桐宮、居憂、克終允德。

これは別に傳承があつたのではなく、「孟子」にもとづくのであらう。

もし伊尹曰の句が「書」からとるとするなら、伊尹と太甲との關係をとくものとして、「太甲」の文と考へてよいであらう。「太甲」は、「孟子」にはほかに、公孫丑上と離婁上に同文が見えてゐて、孟子のところすでに成立してゐるのみならず、孟子がそれに關心をもつてゐたことが知られる。

〔二五〕孟子曰、「有人、曰『我善爲陳、我善爲戰』大罪也。國君好仁、天下無敵焉。南面而征北夷怨、東面而征西夷怨、曰、『奚爲後我。』武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人。王曰、『無畏、寧爾也、非敵百姓也。』若崩厥角稽首。征之爲言、正也。各欲正己也、焉用戰。」

(盡心下)

この部分も、「孟子」の原典にちかいと考へてよいであらう。江聲は「書」の逸文らしいとみてゐる。「奚爲後我」の句は、

さきに引いた滕文公下篇に、「書曰、徯我后、后来其無罰」といふ、「湯誓」もしくは「湯征」と思はれる「書」の前文に、ひかれてゐるので、ここでも湯の故事をさすことは明かである。「無畏」云々は、武王に關するもので、「書」の文とするなら、おそらく「大誓」であらう。僞古文「泰誓」には、

我武惟揚、侵于之疆。取彼凶殘、我伐用張。于湯有光。勗哉夫子。罔或無畏、寧執非敵。百姓懷懷、若崩厥角。

と、「孟子」の文を採り、かなり改めてゐる。「孟子」の地の文と異るところは、成書からとるもののやうに思はれる。

以上の六條のうち、堯に關するもの一條、舜に關するもの三條、「太甲」「大誓」と思はれるものがそれぞれ一條づつである。あとの二條は、ほかに篇名が見えたのであるが、舜については、それが「書」として成立してゐたかどうか、なほ問題がのこる。つぎにそれについて述べよう。

第四節 舜典の成立

「舜典」の成立に關しては、今まで多くの論議がなされてきた。また毛奇齡や魏源は「舜典補亡」を書いて、その復原をすらくこころみてゐる。従つてここでは、「舜典」論をくりかへさうとするのではなく、「孟子」の時代における舜説話の本質を捉へ、それに関するかぎり、「舜典」の論を一瞥しようと思ふ。

「舜典」の傳來について、最も問題となるのは唐の陸德明の「經典釋文」の記載である。これは敦煌から發見された古寫本と、現存本とではかなり異つてゐる。

敦煌寫本「經典釋文」⁽²⁾

王氏注 相承云梅賾上孔傳古文尙書亡舜典一篇時以王肅注類類孔氏故取王注從慎微五典以下爲舜典篇以續孔傳徐仙民亦音此本今依舊音

作舜典 此下或更有舜典題者非也此篇既是王注應作今文相承以續孔傳故亦爲古字

曰若胤古帝舜曰重華協于帝 此十二字是姚方輿所上孔傳本既孝緒七錄亦云然方輿本或此下更有濬哲文明溫恭允塞玄德升聞乃命以位凡二十
八篇字異聊出之於王注無施

このうち、「既孝緒」は「阮孝緒（四七九―五三六）の誤。陳夢家氏が指摘するやうに、唐寫本では俗に、「既」を「无」につくり、つひに「无」を「无」と誤り、現行本では「孔傳本無」となつてゐる。

現行本「經典釋文」

舜典第一 王氏注相承云梅賾上孔氏傳古文尙書亡舜典一篇時以王肅注類孔氏故取王注從慎微五典以下爲舜典以續孔傳徐仙民亦音此本今

依舊音之

曰若稽古帝舜曰重華協于帝 此十二字是姚方輿所上孔氏傳本無阮孝緒七錄亦云然方輿本或此下更有濬哲文明溫恭允塞玄德升聞乃命以位凡

二十八字異聊出之於王注無施也

また「經典釋文」敍録には、

王肅亦注今文、而解大與古文相類、或肅私見孔傳而秘之乎。江左中興、元帝時豫章內史梅賾奏上孔傳古文尙書、亡舜典一篇、贖不能得、乃取王肅注堯典、從慎微五典以下、分爲舜典篇以續之、學徒遂盛。後范寧變爲今文集注、俗間或取舜典篇以續孔氏。齊明帝建武中、吳興姚方輿采馬・王之注造孔傳舜典一篇、云于大紘賈得、上之。梁武帝時爲博士、議曰、孔序稱伏生誤合五篇、皆文相承接、所以致誤、舜典首有曰若稽古、伏生雖昏耄、何容合之。遂不引用。……今以孔氏爲正、其舜典一篇仍用王肅本。

といつてゐる。

「さらに唐の孔穎達の「書經正義」には、次のやうにみえる。

戰國前期における尙書の展開

松本

(1) 舜典「乃命以位」の條

昔東晉之初、豫章內史梅賾上孔氏傳、猶闕舜典。自此「乃命以位」已上三十八字世所不傳、多用王・范之注補之、而皆以慎徽已下爲舜典之初。至齊蕭鸞建武四年、吳興姚方興於大航頭得孔氏傳古文舜典、亦類太康中書⁽²⁾、乃表上之。事未施行、方興以罪致戮。至隋開皇初購求遺典、始得之。

(2) 堯典

至齊蕭鸞建武四年、姚方興于大航頭而獻之、議者以爲孔安國之所註也。值方興有罪、事亦隨寢。至隋開皇二年購募遺典、乃得其篇焉。

(3) 堯典「帝曰欽哉」の條

鄭・王皆以舜典合于此篇。

「隋書經籍志」

至東晉、豫章內史梅賾、始得安國之傳、奏之、時又闕舜典一篇。齊建武中吳興姚方興於大桁市得其書、奏上、比馬・鄭所注多二十八守、於是始列國學。

唐の劉知幾「史通」古今正史篇

齊建武中吳興人姚方興采馬・王之義以造孔傳舜典、云于大航購得、詣闕以獻、舉朝集議、咸以爲非。及江陵板蕩、其文入北、中原學者得而異之。隋學士劉炫遂取此一篇列諸本策、故今人所習尙書舜典元出于姚氏者焉。

これについて、近代の考證學の中の代表的なものを、幾つかあげよう。

一、現存の「堯典」の中に、「舜典」の後半が含まれてゐるといふ説。

毛奇齡「舜典補亡」

「尙書」は伏生本文において、すでに堯・舜の二典があつた。漢の司馬談が本紀を作つた時には、その文をとつて紀の中

に抄入したが、傳承のうちに「舜典」一篇を失つた。その時代は明かではない。しかし現存「舜典」を細檢すると、「舜典」はなほその半ばを「堯典」の末に保存してゐる。今文を編した者が、書序を失つて、誤つて「堯典」と連續させ、「堯典」あるのみで、「舜典」はない、といふにいたつた。しかも古文では、じつに「舜典」の前截を失つたので、全部を亡くしたのではないのに、「舜典」の後截が、「堯典」の中にあることを曉らなかつた。蕭齊の建武年間になつて、吳人の姚方興は、「舜典」の二十八字を大桁頭に得て、妄りにこれを「釐降二女」のあと、「慎徽五典」の前に入れ、「舜典」は亡びずとした。しかしそれは、「慎徽五典」以下、「放勳殂落」にいたるまで、なほ「堯典」の文であり、「月正元日」からあと、はじめて「舜典」となることを知らないのである。

春秋・戰國の間において、諸書が經をひき、「堯典」と稱するのは、ただ「慎徽五典」のあと、「放勳殂落」の以前である。「史記」五帝本紀には、まさしく二典の全書をのせてゐる。引掇してゐて、みな原文を用ゐるのではないが、その跡は見るができる。「曰若稽古帝堯」よりおこし、「放勳殂落」にいたつてとどめるのが、「堯紀」すなはち「堯典」である。「月正元日」以前に、なほ「舜典」の半截があることが「帝舜紀」によつて知られる。したがつて「帝舜紀」の文をとつて、「月正元日」の前におくと、「舜典」の亡を補ふことができる。その辭は本經と同じではないが、その大要は見るができる。

二、現存「舜典」のうちに、原本「舜典」がすべて含まれるといふ説。

焦循「尙書補疏」「孟子正義」萬章上

焦氏は、毛奇齡の説に従ひ、それを敷衍してゐるが、「今文堯典」のうち、「遏密八音」の前が「堯典」、「月正元日」の後が「舜典」であり、「舜典」はいまだかつて亡びない、またそれは完結してゐて、補ふ必要はない、とみる。「史記」では、

舜が堯を攝する二十八年のことは、すべて堯に屬してゐるので、「書」より引く以外の説話は、「孟子」「左傳」の諸書を雜取したのにすぎぬ。「大學」に「克明峻德」を引いて「帝典」の句とするのは、堯舜を兼ねていつたので、一篇でいへば「帝典」、二篇であらへせば、「堯典」「舜典」となるのである。

三、「堯典」と「舜典」とを全く異ると見る説。

(4) 閻若璩「尚書古文疏證」卷五上。

今の「堯典」「舜典」は伏生はもちろん、孔安國でも、原名はただ「堯典」一篇で、別に逸書「舜典」があつた。そこから魏晉の間に、はじめて「堯典」をわけて二となした。しかし「慎微五典」はただちに「帝曰欽哉」の下に接するので、文氣の連り注ぐこと、水の流のごとくである。利刃ありといへども、よくこれを截ちきることはできない。姚方輿が出るにおよび、妄りに二十八字をもつて、その間にいれ、つひに合ふべからざらしめた。しかも閻氏は文體・内容の點から、それを證明してゐる。

(4) 惠棟「古文尚書考」

「孟子」趙岐注をみると、趙氏はかつて「古文舜典」を見なかつたことが知られる。けだし「古文舜典」は別に一篇があつたので、今の「尚書」が「堯典」をわけて二となすのと、同じではない。故に「孟子」は、「二十有八載、放助乃徂落」を引いて「堯典」となし、「舜典」とはしてゐない。「史記」は、「慎微五典」より「四罪而天下咸服」までを「堯本紀」にのせ、「舜本紀」に入れてゐない。孟子のとき典謨は全くそなはり、篇次も亂れてゐなかつたことは、もとより信ぜられる。司馬遷もまた、親しく孔安國に従つて古文を問うたので、その言を謬りとしなかつた。余は嘗て、「舜往于田」「祗載見瞽瞍」と、「不及貢以政、接于有庠」(萬章上)等の語とを考へてみたが、どうして「舜典」の文でないことが知られようか。

また「父母使舜完廩」の一段は、文辭が古樸で、「孟子」の本文に類せず、「史記」舜本紀もまたそのことを載せてゐる。それが「舜典」の文であることは疑ひないところである。

惠氏の説は、詳しくはわからないが、毛氏のやうに、現存「舜典」の後半を「古文舜典」とみるのではなく、別に「舜典」を豫想してゐるやうに思はれる。

(ウ) 王鳴盛「尙書後辨」。

現存の「舜典」のはじめの、「愼徽五典」云々と、その前の「堯典」末の「帝曰欽哉」とは、緊密につながり、ほんらい一篇であつたことを示してゐる。「舜典」末の「陟方乃死」にいたるまで、みな「堯典」の文である。伏生本がさうであるのみならず、孔安國がえた眞古文もこれと合ふ。しかし安國においては、「堯典」のほかは、べつに「舜典」があつたことは、「論語」堯曰篇に「天之歷數」云々、「孟子」萬章上に「祗載見瞽瞍」云々とあるのが、みな「舜典」の文であることからわかる。ただ逸書は官學に列せず、秘府に藏してゐて、人は見ることができなかつた。

(エ) 段玉裁「尙書撰異」。

趙岐の「孟子注」に、「孟子諸所言舜事、皆堯典及逸書所載」といふが、この「堯典」はすなはち「舜典」の誤、「及」字は衍で、傳寫のうちに誤つたのである。この章、および「不告而取」章、「原原而來」の數語、「祗載見瞽瞍」の數語は、みなまさに「舜典」中の語である。けだし舜が登庸されて後のことは、すべて堯典に見えてゐる。登庸以前および家庭のことは、すなはち「舜典」にある。この趙岐注の上文は、「逸書有舜典之敘、亡失其文」とあるから、つぎはまさに「孟子諸所言舜事、皆舜典逸書所載」と作るべきで、それは亡失文中の語をいふのである。「堯」はすでに「舜」の譌、さらに淺人が妄りに「及」字を加へたのである。

すなはち段氏も先秦時代は、「堯典」のほか、べつに「舜典」があつたことを認めてゐるが、それは毛氏の立場とはかなり異なる。

(四) この立場から「舜典補亡」をつくつたのは、魏源である。氏は「書古微²⁴」において、「舜典」の佚篇はいまだ嘗て亡びず、それは「史記」「孟子」「書大傳」に徴引するものを見ると、全經がつぶさに存するのであるとし、その復原をこころみてゐる。

四、「堯典」のほか「舜典」は存在しないといふ説。

(四) 劉逢祿「書序述問」。

「禮記」大學に引いて「帝典」に作るのは、けだし「堯典」と「舜典」とは、序を異にし、篇を同じくするからである。序に、「將孫于位、讓于虞舜」といふのは、すなはち前半篇の、岳に吞ひて舜を擧ぐることである。また序に「虞舜側微、堯聞之聰明、將使嗣位、歷試諸難」とあるのは、すなはち下半篇の、四門に賓して大麓に納るる、以下のことである。古文・今文いづれも合して一篇となすのは、なお「顧命」「康王之誥」が、伏生本に合して一篇となし、また一書にして兩序があるのと同じである。

趙岐の孟子注には、「孟子時尙書凡百二十篇、逸書有舜典之序、亡失其文。孟子諸所言舜事、皆舜典及逸書所載」といふ。漢の學者は多く、百篇をもつて「尙書」となし、二十篇を「中候」となしてゐる。「孟子」所載の、「舜往于田」「完廩」の諸事は、「典曰」と稱せず、また「書曰」とも稱せず、「祇載見瞽瞍」のみ「書曰」と稱してゐるのは、逸書・大傳の類である。また「不及貢以政、接于有庫、此之謂也」といふのは、また傳記・書説で、みな「舜典」となすの證には足りない。すなはち「史記」儒林傳に、逸書十餘篇を得たといふが、その確數を言はず、その篇目も詳かではない。かつ作るところの

「舜本紀」は、また「堯典」所述の外に出ず、別に篇があつたのではないことが知られる。劉歆の「讓太常博士書」にいたつて、始めて逸書十六篇ありといひ、「書正義」にその目をのせてある。それは、舜典・汨作・九共・大禹謨・棄稷・五子之歌・胤征・湯誥・咸有一德・典寶・伊訓・肆命・原命・武成・旅獒・冏命である。けれども馬融は、逸十六篇は絶えて師説なし、と云つてゐるから、また「逸周書」の類で、いまだ必ずしも孔壁中の本ではない。むしろ劉韻が増竄して、今文博士を抑へようとしたものでないとは云へぬ。

要するに、「舜典」「阜陶謨」の兩序を讀めば、典謨はいまみな完備し、逸書に別に、「舜典」「大禹謨」「棄稷」の篇あることは、疑ふらくは歌に出るので、かならずしも孔壁の序目ではない。そのために衛・賈・馬・鄭の諸儒は、みなこれが注をなさず、つひに以て亡佚したのは、宜べなるかなである。

(四) 皮錫瑞「今文尙書攷證」卷三十、書序。

皮氏は、この劉氏の説を引いて賛意を表するが、「異序同篇」については、駁して次のやうにいふ。劉氏が逸書十六篇を「逸周書」の類とするのは、正しいが、劉氏が書序を駁せず、典・謨みな序を異にし、篇を同じくするといふのは、誤つてゐる。「史記」の所載を案ずるのに、今文書序には、典謨の序がない。典謨に序があるのは、ひとり古文のみである。古文の書序は、逸書十六篇と同じく、東漢以後に出たのである。逸書がすでに信ぜられないなら、ひとり書序のみが信ぜられやうか。鄭玄は親しく、逸書「舜典」を見て、「舜典序」に注して、「入籒伐木」といふ。「入籒」とはすなはち「書」の「納于大籒」である。今文尙書は、「納」をまさに「入」につくる。「史記」「漢書」を見るに、その文はもと「堯典」の篇中にある、しかも鄭玄はそれを引いて、「舜典」序の「歴試諸難」といふ句の注としてゐる。これは、鄭玄の見たところの逸書では、すでに「納于大籒」が、分れて「舜典」に在つたことを示すものである。かつひとり鄭注が疑はしきのみではない。

序には、「昔在帝堯、聰明文思、光宅天下、將遜于位讓于虞舜、作堯典」、「虞舜側微、堯聞之聰明、將使嗣位、歷試諸難、作舜典」とある。もし「書」によつて序を證するなら、いはゆる「將遜于位讓于虞舜」は、すなはち「書」の、「汝能庸命異朕位」から、「有鰥在下、曰虞舜」云々にいたるものである。「虞舜側微、堯聞之聰明、將使嗣位、歷試諸難」は、すなはち「書」の「帝曰、兪、予聞」から、「納于大麓」云々にいたるものである。それなら、書序の文に據ると、いはゆる古文逸篇に、「堯典」「舜典」をわけて二となしてゐるが、その分裂するところは、すでに晋の僞孔本と大異なく、篇名を虚張して、異を今文に示すのにすぎないのである。僞孔が、「慎微五典」以下を「舜典」となすのは、まさに書序の説を襲つて、少しくそれを變じたのである。「史記」の、今文に對する關係は、典謨の序を載せず、今文家二十九篇に據つてゐるから、けつして古文の分けるところと同じではない。それは「禮記」大學に「帝典曰」とある文からも證せられるので、二帝の典は、じつに合して一篇となすべきである。「禮記」は后蒼から出て、夏侯の「尚書」と師承を同じくしてゐる。今文家の説は、このやうに、古文に比べて據りどころがある。劉氏が「異序同篇」といふのは、書序を駁せず、それを調停させた説にすぎない。

趙岐らしい、孟子のいふ舜のことを、「舜典」の逸書といひ、閻若璩もまたそれに從つた。毛奇齡は「舜典補亡」をつくり、つひに盡く拾集して「舜典」を補ひ、「史記」舜本紀をひいて證とした。しかし、私(錫瑞)がおもふのに、「史記」の載するところは、まさに孟子の文にもとづくので、かならずしも古文逸篇によるものではない。劉氏は孟子が「書」を引くのは逸書、孟子が「書」をひかないのは傳記であるとし、明瞭に分別してゐる。しかし魏源が劉氏を尊信しながら、なほ「舜典補亡」をつくるごときは、毛氏の誤に沿つたので、好奇のあやまちといふべきである。²⁶⁾

⑥ 王先謙「尚書孔傳參正」卷三十三。

王氏は劉逢祿をひいて、逸書大傳、もしくは傳記説に賛成し、「異序同篇」については、それを否定する皮錫瑞の説に加擔してゐる。二帝はまさに一典となすべきで、諸書を參證しても疑ふところがない。劉氏が「異序同篇」といふのは、すなはち古文の書序を尊信する過ちである。

(二) 陳夢家「尙書通論」第一部第三章、篇目篇。一九五五年。

陳氏は戰國「舜典」のことは別に論じてゐない——むしろ存在しないと見るやうに思はれる——が、その漢以後の傳來について、次のやうに考へてゐる。「經典釋文」などに「亡舜典一篇」といふのは、その經文を亡くしたのではなく、「舜典」の孔傳を亡くしたのである。「孔序」には、伏生が「堯典」に合せたと説いてゐるから、孔傳本の「舜典」は、「堯典」から分出したのである。そこから、「經典釋文」敍録には、「姚方輿は馬・王の注を采つて、孔傳舜典一篇を造る」といふ。今本「釋文」は、「王氏注」の三字は小字につくり、「舜典第二」の標題の下にあるが、唐寫本では、「王氏注」「作舜典」は行をわけ、大字でしるしてゐる。それは、はじめ「舜典」一篇に孔傳がなかつたので、改めて王注を用ゐたと見るべきである。注に王注を用ゐたので、經文もまた王本を用ゐた。

敦煌本釋文 (經文用馬・鄭・王本)

至于北岳如初 馬本同、方輿本本作如西禮。

放敗 廼 廼 馬・鄭本同、方輿作帝乃徂落。

今本正義釋文 (經文用姚方輿本)

至于北岳如西禮 如西禮方輿本同、馬本作如初。

帝乃 徂 落

王肅本が大いに馬・鄭本と同じであることは、別に考實篇に詳論した。「經典釋文」敍録に、「舜典」は「王肅本を用ひた」といふから、唐寫本「釋文」は、馬・鄭の經文が王本に同じくして桃本に異るときは、注して明かにしたのである。現存「舜典」が用ゐる經文は、姚方輿本であるから、後にその附してゐる釋文もまた、校改を経てゐるのである。「釋文」自序

に、その書は癸卯につくるといふのは、陳の至徳元年（五八三）で、孔穎達の「正義」は貞觀十六年（六四二）になり、永徽四年（六五二）に長孫無忌らがまた刊定を加へたので、「釋文」におかれること六十餘年である。陸氏の「舜典釋文」は、王肅本をもつて主となし、當時の通行した本を雜采したので、篇首において、十二字多く出でゐる。孔氏「正義」本は同じではなく、少くとも三か所、姚方輿本を用ゐたことの明かなところがある。それは、

1 篇者の「愼微」以前の二十八字。

2 如西禮。

3 帝乃殂落。

姚本の最大の異點は二十八字を加へたところにある。「釋文」は「曰若稽古帝舜曰重華協于帝」の下にいふ、

此十二字是姚方輿所上孔傳本、阮孝緒七錄亦云然。方輿本或此下更有潛惹文明溫恭充塞玄德升聞乃命以命、凡二十八字。

「釋文」敍録には、姚方輿がたてまつるところの舜典は、はじめに「曰若稽古」とあるといふ。これは、姚本が二十八字多かつたけれども、「釋文」の見るところは最初はただ十二字を採用するにすぎなかつた。故に陸氏は、方輿本は或はこの下さらに十六字あり、といふのである。現存「舜典」は王肅本の經文をとつて、改めて姚本とし、姚本にもとあつた十六字を再び加へ、合せて二十八字としたのである。

そこから「舜典」の傳注には三本があつた。

1 王肅本―すなはち王肅が注した「堯典」。

2 姚方輿本―陸徳明のいはゆる馬・王の注を采るもの。

3 范寧注本―「經典釋文」敍録に、「後范寧變爲今文集注、俗間或取舜典篇以續孔氏」といひ、「隋書經籍志」に、「古

文尙書舜典一卷、晉豫章太守范寧注」とあり、馬氏「玉函山房輯本」序に、「大抵用馬・鄭舊文」とあるもの。

「經典釋文」跋録と、「敦煌寫本舜典注釋文」とは、陸氏の「舜典」が、王肅注を用ゐてゐることを證することができる。「舜典釋文」の標するところの馬・王・鄭の注と、「舜典傳」とをくらべると、現存「舜典傳」は最も多く王・馬を採用するが、また馬・王と同じでないものがある。したがつて、現存本はまさに姚注にかかり、それは「釋文」のいはゆる馬・王の注をとるものであることが知られる。姚・范の二注はすべて馬・鄭・王よりつたものである。これは姚方輿本について、孔穎達の「尙書堯典正義」に、「議者以爲孔安國之所注也」といふのが、また實に東晋の孔安國の作つたと見る可能性があることを示すものである。

小林信明氏は「古文尙書乃研究」(一九五九年)において、異文の校訂をこころみ、「舜典」の傳來について次のやうに結論される。唐代傳承の舜典は、一般に、梅賾の獻書では亡佚してゐたのを、後に充足したものの信ぜられてゐる。その充足された舜典の性格については、「經典釋文」のやうに、王肅本を標榜するものと、「隋書」や「尙書正義」のやうに、姚方輿本に採るもの(しかもそれは梅賾の亡佚したものと通ずるといふ)との、二つの立場がある。しかし充足された「舜典」そのものは、いづれも實質上は大差のないもので、「舜典」初の二十八字だけが姚方輿本によつて補はれたものである。その文は王・范の注をとつて作られたものといはれる。この問題では、「隋書」や「尙書正義」の記すところが穩當に感ぜられる。

このやうに、「舜典」の成立、傳來については、さまざまの問題があり、上掲の諸説についても、それぞれ長短があるけれども、次のやうに考へるのが、もつとも適當ではなからうか。

戰國時代においては、(1)「孟子」に「堯典」が、「左傳」(文十八)に「虞書」(現在の堯典)が、「禮記」(大學)に「帝典」

が見えるけれども、「舜典」は全くみえないこと、(2)漢代の伏生今文二十八篇に「舜典」がないこと、(3)「尙書大傳」にも「舜典」が見えないこと、(4)歐陽本二十一篇にもそれがないこと、(5)漢代古文より現れるけれども、鄭玄の書序注よりみるときは、「堯典」を二分したにすぎぬと思はれること、などから、戰國時代に「舜典」が存在したとは思はれない。

しかもその傳來については、東晋の初めに梅賾が、「孔氏傳尙書」をたてまつつたとき、「舜典」を闕いだといふことは、陳夢家氏のいふやうに、經文ではなく、その孔傳を失つたのである。そこで王肅の注をとつて傳を補つたが、王肅注はほとんど馬融・鄭玄の注にひとしいものであつた。そのうち齊の明帝の建武中(四九四—四九八)に姚方輿本が現れた。それは、「舜典」のはじめに、二十八字を増益したものであつたが、經文は王肅本をもとにしたもので、いくらか文字をかへてゐる。はじめ十二字本があらはれたが、のちに十六字を加へて、二十八字としたものがあらはれた。ほかに、梅本を變へて今文集注とした范寧本が存在した。現存本は姚本にもとづくものである。

第五節 孟子と堯舜（堯典の成立）

このやうに考へてくると、「孟子」に見える舜の記事は、典・謨としての「舜典」の文とは思はれない。しかも何らかの成書からとつたらしいことは、その文章や引用からわかる。そのうち萬章上にひく一文は、明かに「書曰」とある。さうすると劉逢祿がいふやうに、あるものは逸書・大傳の類、あるものは傳記・書説のたぐひと考へるほかないであらうか。それがことに舜の登庸以前のこと、家庭のことであることは、一そうその感じをふかくする。しかし「皐陶謨」（「益稷」を含む）「禹貢」「甘誓」をみても、そのやうな表現は存在しない。たとひ舜の物語が特殊であり、孝の觀念と結びついてゐるとしても、その敘述は典・謨とはそぐはないであらう。また「堯典」には、舜のことも併せ論ぜられ、否むしろ堯と舜との敘述

は、いづれも交錯して、分割しがたいほどであるから、そのほかに「舜典」の存在は考へがたいのである。

また「書」の堯・舜・禹などに關する部分は、「左傳」では虞書、「伏生今文」「尙書大傳」では、虞夏書といはれてゐた。しかし「虞書」は「左傳」文公十八年のほかは見えず、それも「堯典」の文である。「夏書」とあつて篇名が書かれな
いものは、「左傳」に十三條、「國語」に三條あるけれども、それは全く舜にかかはりのない部分である。

かくみると、「孟子」の、舜に關する「書曰」の一條、他の三條、堯に關する一條、「論語」堯曰篇にみえる堯・舜に關する一條の引用は、「舜典」の引用とは思へないと云ふことができる。それは劉逢祿のやうに、逸書・大傳・傳記・書說などの類と解することが可能であることを示してゐる。しかしさらに考へるなら、この時代に、大傳・書說のたぐひがありえたであらうか。少くとも、後述のやうに、孟子の時代には「書」は完成・固定してはゐない。むしろその多くは、このころから、戰國中・後にかけてあらはれてくる。そこでは自己の考は、新しい制作によつて示すことが可能であつて、固定した諸篇に對する書說・大傳のたぐひは、不必要であつたであらう。ことに孟子のやうな戰國の前期においては、むしろそれは、戰國のごく末期か、秦漢時代にならなければ成立しがたいものである。それは「詩」についても云へるが、詩はすでに春秋後期には固定してゐたのに、「書」は戰國を通じて動きつつあるから、一そうさうである。しかも後述のやうに、「堯典」は孔子のち、孟子の前に成立したと思はれるふしがある。「逸周書」のたぐひともみられるが、かやうなものが、夏・殷以前においてもあつたかといふことは疑はしく、また「逸周書」自身もそれが雑多なものを含むにせよ、「孟子」の時代に存在したとは考へられぬ。かくみると、舜の孝を中心とした説話集、もしくは傳記を考へるほかないやうに思はれる。それはあるときには、「書」としてみられ、萬章上では、「書曰」として引用されたのである。しかし典・謨とは本質的に異なるものであつた。

そこで「孟子」にみえる「舜」の説説をかへりみよう。「孟子」にあらはれる堯・舜・禹は、つぎのやうである。

堯 舜 一八條 二三節 二六回。

堯のみ 一〇條 一六節 三二回（共通をのぞくと六條）。

舜のみ 二六條 四五節 七二回（共通をのぞくと二三條、堯と共通一をのぞくと三二條）。

舜 禹 一條 一節 一回。

禹のみ 九條 一三節 二三回（堯舜と共通二、舜と共通一をのぞくと六條）。

禹・その他 六條 六節 六回（以上と共通をのぞくと一條）。

舜が歴代的に多く、堯舜がそれにつき、堯のみ、禹のみの順序となる。それは「孟子」の關心が、古聖王において、舜にもつとも著しかつたことを示すものである。また上のなかで、堯のみあげるときも、堯が舜を推擧する説話が、四條十節に及んでゐることは、注目される。堯が單獨に讚美されることはほとんどなく、その多くは堯舜とつづけられる。

孟子道性善、言必稱堯舜。（滕文公上）

堯舜既没、聖人之道衰。（滕文公下）

堯舜之道、不以仁政、不能平治天下。（離婁上）

伊尹耕於有莘之野、而樂堯舜之道焉。（萬章上）

舜に對する關心の特徴として、次の諸點があげられる。

- 1 彼の家庭的説話が多く、これは堯・禹に見られないところである。
- 2 そこから人間のなところが強調される。もちろん堯舜についても、

堯舜與人同耳。（離婁上）

曹交問曰、「人皆可以爲堯舜、有諸。」孟子曰、「然。」（告子下）

堯舜之道孝弟而已矣。（告子下）

のやうな表現は見られる。しかし舜においてはさらに、

顏淵曰、「舜何人也、予何人也。」有爲者亦若是。（滕文公上）

舜人也、我亦人也。舜爲法於天下、可傳於後世。我由未免爲鄉人也、是則可憂也。憂之如何。如舜而已矣。（離婁下）

鷄鳴而起、孳孳爲善者、舜之徒也。……欲知舜與臯之分、無他、利與善之間也。（盡心上）

舜視棄天下、猶棄敝屣也。竊負而逃、遵海濱而處。（盡心上）

舜之飯餽茹艸也、若將終身焉。（盡心下）

などがあるのは、彼の物語とからんであるからである。

3 その苦惱と孝の表現。これは物語の中心をなす思想である。

舜盡事親之道、而瞽瞍底豫。（離婁上）

舜其至孝也矣、五十而慕。（告子下）

大孝終身慕父母。五十而慕者、予於大舜見之矣。（萬章上）

4 そこから、堯にみられない讚美がある。さきの「大舜」などさうであるが、別に、

禹聞善言則拜。大舜有大焉、善與人同、舍己從人、樂取於人以爲善。（公孫丑上）

君哉舜也、巍巍乎。有天下而不與。（滕文公上）

舜明於庶物、察於人倫。由仁義行、非行仁義也。（離婁下）

などがみえてゐる。第二の例は、先の、堯をたたえた孔子の言の續ぎで、堯舜を併稱してゐる。

5 古代に對する孔子との相違。

「論語」では、堯舜は、堯曰篇と泰伯篇末に多く見えてゐるが、いづれも後の附加で、古い部分でないことはすでに述べた。⁽²⁹⁾ほかに雍也・憲問篇に一條づつのころが、前者は子貢の言となる。しかもいづれも、篇末もしくはそれに近いところにある、敘述に對話的なきびきびしたところがなく、説明的で、また論理にちぐはぐなところがあり、のちの補入であることを思はしめる。そのことは別に論じた。そこから孔子の時代には、堯舜は古聖王として尊ばれてゐたが、まだ傳說的で、孔子はあまりそれにふれることを欲しなかつた。少くとも、「論語」の中への補入は、後の思想、後の學派における強調にもとづくものと思はれた。また文王・武王にふれることも少く、古代は周公を中心し、周について語られた。それが孟子において、堯舜、ことに舜が強調され、また湯王・伊尹・文王・武王が多くなる。周公は文・武王に比べて、いちじるしく影が薄くなる。

以上の諸點によつて、つぎのことがきはめて明瞭になるであらう。第一に、孟子における舜の強調が、じつは、孟子の思想の根底にある性善の説にもとづくことである。すなはち、舜ははじめ一介の農夫にすぎず、彼の辛酸や孝は、人間的なものあらはれであり、何人も舜になりうるといふ考である。

第二は、堯舜の子らがみな不肖で、堯・舜・禹にいたる徳による禪讓が行はれたこと。それはさらに夏・殷・周と移行し、彼の易姓革命の思想の根據をなしてゐることである。そこからまづ、最初の徳による繼承者であり、堯と禹の橋わたしをなす舜が強調され、つぎに殷の始祖湯、周の始祖文王が注目されるのである。文王が高められ、王位につかなかつた周公が、武王の補佐者としての位置におとされるのも、それにもとづく。孔子においては、周公は自己の政治的・倫理的理想の實現者として、また周の政治・文化の基礎の確立者として、重大視されたが、革命をとく孟子では、それよりも聖王の受命、そ

の交代が問題になつてくる。また孔子においては、彼の實證的な思想が、「尙書」に手がかりを求め、周公を中心とする「書」が最大の根據とされたことも、すでに論じたとほりである。さうしてこの孔子から孟子にいたるあひだに、儒家の世界観は大きく變轉するのである。

このやうなところに、「書」の上古の部分の成立の根據を求めることは、正しいであらう。それは、堯舜禪讓の物語を手がかりとして、孟子が自分の思想を述べてゐると同時に、孔子から孟子への思想の移行が、これらの上古三代の物語を具象化し、修飾し、もしくは時代思潮のうちに改作していつたと考へられることである。孔子の時代に虞夏書はもちろん、商書もありえないことは、前述したとほりである。もしそのやうなものが存在して、孔子がそれらを無視して、周公にのみ思想の根據を求めることはありえないであらう。

しかし「孟子」の時代には、少くとも「堯典」「大禹謨」「湯誓」「伊訓」「太甲」「說命」「大誓」「武成」が成立してゐたことは、引書によつて知られる。これは周公を中心とするものが、「康誥」のほか現れてゐないことと、相應するものである。すなはち、三代の禪讓、夏・殷・周の交替を示すもつとも基本的な諸篇が、ここに成立してゐるのである。堯・舜が強調され、殷では湯・伊尹・太甲があらはれ、周において文王・武王が中心となる。

そのことを論ずる前に、まづ「堯典」の成立について見よう。「堯典」が孟子のときにすでに成立してゐたことは疑ひない。しかしすべてがそのころの成立であると考へることは、疑ひをもつ學者がある。その一は、康有爲「孔子改制考」卷十二、孔子改制法堯舜文王考上の説である。

康氏はいふ、「堯典が孔子の作であることには四證がある。一は、王充の「論衡」須頌篇に「尙書」の「欽明文思」以下の文が、孔子の作といはれてゐること。二は、「堯典」の制度が、「禮記」王制と全く同じであり、王制は「素王之制」で

あること。三は、その文辭の「光被四表、格於上下」「克明峻德、以親九族」などが、調諧ひ、詞整ひ、「易」乾卦の家辭、交辭の、「雲行雨施、品物流形」「大明終始、六位時乘」と同じで、並びに孔子の文筆であること。第四は、堯舜のとき、禹はまだ號を改めないのに、どうして、「夏」があらうか。「蠻夷」「猾唐」「猾虞」と云はないで、「猾夏」と云つてゐるのはなぜであるか。

このやうな康氏の説にもかかはらず、それらは孔子の作とみる根據とはなりがたい。しかしその文章と制度からする立論によつて、「堯典」の著作時代が、孔子より早くないことを指摘した點はすぐれてゐる。また康氏は、「孟子」に「堯典」をひくので、孟子以前にすでに存在したことは明かであるが、その制度が漢の文帝のときの「王制」と同じで、文辭もまた上のやうに「調諧詞整」であることは、すでに西漢初年の改作を経てゐることを示してゐる、といふ。

顧頤剛氏は、「論今文尙書著作時代」において、次のやうに論じてゐる。「堯典」と「阜陶謨」とは、事實を秦の制度にとり、思想を儒家の禪讓思想と陰陽家の五行説により、文材を「立政」の「三宅九德」、「呂刑」の「降三后絶苗民」にとり、そこには思想の進化程度に背反があるから、秦漢時代の書であると考へられる。

顧氏はのちに、「尙書研究講義」において、さらに「堯典」について詳論してゐる。氏はいふ、

(1) 意義の上から見ると、中國統一は秦の始皇に完成し、彼は度量衡・車軌・文字を統一し、また天下を巡守したのに、「堯典」にも「同律度量衡」の語があり、「歲二月東巡守」「巡守四岳」の文がある。君主の勢力、統一の意味が、これほど重厚であつた時代はない。また秦は古を師とせず自らを標とし、「詩」「書」を語るものは罪して棄市したので、「堯典」はそれ以後の作である。

(2) 制度の上から見ると、「肇十有二州」の一語は、「堯典」が西漢人の作であることを示すものである。分州の説は古典

に見えるけれども、それは必ず「九州」であつて、「齊侯罇鐘」「禹貢」「呂氏春秋」「王制」「淮南王書」みなさうである。鄒衍が九州を足らずとして、八十一州としても、それは九の自乗である。「堯典」のみ十二となすのは、「禹貢」と同一時代の歴史を述べながら、二制があることになる。堯が九州をもととし、舜が増して十二とし、禹がまた九に減すといふのは理解しがたい。「漢書」武帝紀元封五年を見ると、はじめ刺史をおき、十三州に部す、とある。この十三部のうち司隸校尉は秦の内史、明・清の直隸に等しく、州數にはいらぬから、漢武帝のときの版圖はまさに「堯典」に符合することになる。

(3) 疆域の上からみると、「堯典」には、羲和四宅の地のうち、羲叔は南交に宅り、和叔は朔方に宅るとあるが、南交は漢の交州、朔方は漢の朔方郡である。しかるに北征を歌ふ小雅「出車」や「六月」の詩の、方・朔方は秦漢の蒲坂、太原は陝西省涇陽縣（漢の河東郡境）、焦穫もまた陝西にある。するとこの詩にみえる北邊は、陝西・河南・山西の三省の交錯してゐる地方で、ことごとく北緯三十四〜三十六度のあひだにある。もし武帝の朔方郡であるなら、今の綏遠のオルドス（河套）で、北緯四十度の地點にあり、はるかに絶遠となる。また「左傳」昭公九年には、王が詹桓伯を晋に使して云はしめた詞には、「武王克商、……肅慎燕亳、吾北土地」とあつて、河套とも、朔方とも言はない。雅・頌ののせるところにも、絶えて、北邊を拓いて千里の外にいたるといふことはない。秦が涇・洛・渭の諸水の主流地方を有したのは、戦國中葉以後であり、まだオルドスにいたつてゐない。漢族がはじめてオルドスを有したのは、趙の靈王の時であるが、その地名は榆中・九原・高闕で、朔方といふのを聞かない。「史記」始皇本紀・匈奴傳によると、蒙恬をして北征し、胡をうたしめて悉く河南の地を收め、北河と名づけた、といふが、朔方とは云はない。「漢書」衛青傳にいたつて、河南の北をとり、朔方郡をおいたと見える。その時武帝が、「出車」の詩を引いて衛青を美め、詩語をとつて城名・郡名としたのである。これらのことは、「堯典」が漢制を襲ふ一證である。

(4) 文辭上からみるなら、巡守の章のごときは、「王制」の本文には、「命典禮、考時月定日、同律・禮・樂・制度・衣服正之」とあつて、文辭が簡潔でないのが、ひとたび「堯典」になると、「則爲協時月正日、同律度量衡」「修五禮」となり、その言は明清で、修改のあとがみとめられる。また巡守については、「王制」には、「五月南巡守、至於南嶽、如東巡守之禮。八月西巡守、至於西嶽、如南巡守之禮。十有一月北巡守、至於北嶽、如西巡守之禮」とあつて、その文辭は畫一にして變化がない。しかし「堯典」になると、南の巡守を「如岱禮」、西の巡守を「如初」、朔の巡守を「如西禮」といふやうに、「王制」に比して簡潔となる。ここにも修改のあとがみとめられないであらうか。「王制」は、「孟子」にもとづいて成立したもので、漢の文帝のころの作であるから、「堯典」はそれよりもおくれ、武帝の時の作とみられる。

「孟子」に、「二十有八載」云々を「堯典曰」として引いてゐるから、孟子の時にすでに「堯典」があつたことはわかる。けれども、「百姓喪考妣」の一語は、父と祖母とを連稱してゐて、春秋時代の詞法ではない。それはかならず、妣の意味が不明になつてからのち出たもので、孟子より甚しく前ではなく、或ひは「孟子」と並んであらはれてきたものであらう。孟子は口をひらくと堯舜を稱する。しかもその述べるところの堯舜のことは、甚しく現存「堯典」と異なる。第一に、堯の時代は「孟子」の中では、なお草萊未闢の状態であるのに、「堯典」にあつては、天下が平らぎ固つてからすでに久しいのである。第二に、舜の身分は、「孟子」では完全に田野の匹夫より起つたのに、「堯典」ではつねに一貴族である。第三に、舜が瞽瞍を感化したのは、「孟子」の中では時間がとくに長いのに、「堯典」ではいたつて短いのである。第四に、禹・益・稷・契が官についたのは、「孟子」ではみな堯の時であるのに、「堯典」ではみな堯の崩後となつてゐる。そこから「孟子」が引くところは、戦國の「堯典」で、われわれの見るところは、漢の武帝時代の「堯典」であることがわかる。また現存「堯典」の篇末にある、「咨汝二十有二人」について、司馬遷・馬融・鄭玄・朱子・林之奇・王引之の解釋が同じでなく、みな妥當

ではないのは、現存文が時勢の影響をうけて増竄したからである。さきのやうに、十二は九の變改で、「觀四岳羣牧」の原文は「觀四岳九牧」、「肇十有二州、封十有二山」の原文は「肇九州、封九山」、「咨十有二牧」の原文は、「咨九牧」であると思はれ、九牧と四岳・九官を合せるとまさに二十二人がえられる。

この顧氏の考證はたしかに生新で、すぐれてゐる。しかしなほ考へるに、そこには多くの問題がある。

(1) 秦漢のやうな統一は、かつて存在しなかつた。しかし先秦の儒者たちは、周のはじめに、より強大で理想的な王權と統治とを考へてゐて、それによつて春秋・戰國の社會を救濟しようとした。「周官」(古本周禮)における制度も、そのやうな立場で考へられたから、そこには、王者の巡守があり、文字や度量衡の統一が考へられることは當然である。しかも堯舜禹の統治は、それをさらに邁るのであつて、それは理想を聖王の世に求めたのである。なほ巡守の用例は、「孟子」梁惠王下・告子下に見えてゐる。

天子適諸侯、曰巡狩。巡狩者巡所守也。(梁惠王下)

天子適諸侯、曰巡狩。諸侯朝於天子、曰述職。(告子下)

(2) 制度の上から、十二州・十有二牧が、漢武の十三州をとるといふことも理解しがたい。十二を、「州」の數にこだはつて解するからさうなるので、もし天文學上の十二次・十二星・十二支・十二月、殷の遷都の十二遷(十三遷であるが最後ははじめに歸るから)などの、政治的な現れと考へるなら、理解しがたいことではない。「阜陶謨」(益稷を含む)にも「州十有二師」がある。「禹貢」とは異つた理念で書かれてゐるとしなくてはならない。

(3) 「朔方」が問題になるが、ここでも「出車」の詩の「朔方」をとつたとするなら、問題はない。また朔は、「毛傳」および「爾雅」に、「朔北方也」といふやうに、ただ北といふ意味で、一般的に北方をさしたのであるとも考へられる。南交

については、顧氏は漢の交州（廣西省蒼梧縣）であるとす。この地方を漢民族が支配したのは秦漢時代であるが、地名としては戰國初期に知られてゐなかつたとは云へぬし、また朔方と同じやうに、「堯典」の地名をとつて、漢がこの地方に名づけたと考へられぬこともない。

(4) 文辭の上から、「王制」は間がのび、「堯典」が簡潔であるから、もし前者が後者をみてゐたなら、かかる文章はありえない、といふ。しかしこれは本質的に「禮記」と「尙書」との文體の相異であつて、むしろ「王制」の文は、「堯典」の解釋敷衍であるともみられる。

今本「堯典」と、「孟子」における舜の事蹟との相違については、經書として合理的にまとめられたものと、その雑多な素材、または傳承との相違と考へるなら、時代の相違としなくてもよい。「孟子」の興味はより多く、舜の個人的な行爲に注れたと見ればよいであらう。二十有二人は顧氏のやうに考へても、やはり無理である。

なほ顧氏のやうに見ると、伏生が今文を復原したあとで、さらに「堯典」が改作されたことになり、ここにも問題がある。伏生は漢が定つたのち、ただちに「尙書」を復興し、その學說も明かで、孫もまた「尙書」を治めたとあるから、伏生は少くとも文帝以前の人と考へられる。しかもそれから武帝にいたる間に改作されるといふのは、どういふことであらうか。また司馬遷が自分のころ改作された「堯典」に氣がつかず、それを古典として採用したのはなぜであらうか。このやうな改作は、「今文尙書」の他の部分にもなされたのであらうか。少くとも改作の可能は、伏生復原のときをおいてなく、ここにも顧氏説の難點があると云はなければならぬ。

ここから私は、現存「堯典」は、孟子の見たものとはほぼ同一で、それは「孟子」の前、それからあまり隔らない時代に成立したと考へたい。⁽³⁴⁾ しかもそれにもれた舜の説話―それはこの、時代的な關心のもとに著しく發展したのであらう―の集録

も行はれ、その傳記が成立してゐたことが考へられる。「孟子」の引文は、この二種についてなされたと思はれる。後者は萬章上において、「書曰」とされるやうに、時に「書」と混同されることがあつたが、そのほかの場合に、さうしるしてゐないのは、たしかに典・謨と區別されたからであると思はれる。

第六節 戰國前期の書

ここから私は、孟子の頃の「書」について一考しよう。

(1) 大禹謨

「孟子」の前引の、「書曰」とある引文のうち、「書曰、涿水警余」(滕文公下)は、「堯典」の文ではない。「堯典」はそれ自身完成した形をとり、その構成からみて、闕落があるとは思へないからである。そこから、第二節において、それは「大禹謨」の文であらうと考へた。おそらく、堯・舜を典とし、禹を謨とする「書」が、孟子のころに成立してゐたのであらう。「皐陶謨」(益稷を含む)は五行思想を含み、「左傳」に引文が見えるところから、戰國中期の成立と思はれ、「大禹謨」における。⁽³⁸⁾

先秦古典のなかには、「大禹謨」を明記するものがなく、ただ「左傳」に六條、「國語」に二條、「墨子」に一條、それと推想される引文がみえるのみである。しかも後期には全くあらはれない。また「大傳」にもみえず、「史記」の夏本紀は、「堯典」「皐陶謨」「禹貢」によつてゐるけれども、「大禹謨」によると思はれるものはない。それは、やがて墨家が有力になつて、別に「禹誓」「禹之總德」「武觀」などがつくられ、禹をその學派の始祖とし、儒家に對立したから、他の學派の關心が禹をはなれていつたからであらう。その様子は、夏書は「左傳」に14、「國語」に3、「墨子」に5、みえるのに、以後は「禮

記」「荀子」「韓非子」などには全く現れず、その中心は周書と商書に移つてゆくところにも見られるであらう。従つて墨家における上の諸篇の成立後に、「大禹謨」が作られることはありえない。それは堯舜の「典」について、禹の「謨」として作られたものであらう。「皐陶謨」は「禹謨」の續篇であり、その文は「左傳」僖公廿七年に、夏書曰として引かれてゐる。戰國初期における禹と皐陶の聲價は比較にならないから、「皐陶謨」が「禹謨」に先だつて成立することは不可能である。

また「甘誓」「五子之歌」「胤征」などは、まづ禹に關する書が存在しなければ、ありえない。「禹貢」は全然ちがつた理念で成立し、九州の山川・土貢をうつし、それを禹にかけたにすぎぬから、別に考へなければならぬであらう。

このやうに私は、前引の「孟子」の「書」一條を「大禹謨」の文であるのみ、それは戰國のはじめ(孟子の前)に、「堯典」につづいて成立したものと考へたい。

(2) 湯誓

商書では、湯に關するものが壓倒的に多い。「湯誓」の篇名をしるすもの1、たんに「書曰」とあり、湯の葛伯征討に關するもの4である。後者は書序や「史記」の記述からすると、「湯征」の文であるやうに思はれる。しかしここになほ問題がある。それは、一は、今本「湯誓」の性格についてであり、二は「湯誓」と「湯征」との關係についてである。

現存「湯誓」は、文が著しく短いので、全文が残存してゐると思はれない。「書序」には、

伊尹相湯伐桀、升自陟。遂與桀戰于鳴條之野、作湯誓。

「史記」殷本記には、

當是時、夏桀爲虐政淫荒、而諸侯昆吾氏爲亂。湯乃興師率諸侯。伊尹從湯。湯自把鉞以伐昆吾、遂伐桀。湯曰、……。以告令師、作湯誓。とあつて、湯曰の下に、現存「湯誓」の全文が引かれてゐる。「大傳」にも、「湯誓」についてしるしてゐる。

しかるに一方「湯征」については、書序に、

自契至于成湯、八遷。湯始居亳從先王居。

とみえ、「史記」殷本紀には、

湯征諸侯。葛伯不祀、湯始伐之。湯曰、「予有言、人視水見形、視民知治不。」伊尹曰、「明哉。言能聽、道乃進。君國子民、爲善者皆在王官。勉哉、強哉。」湯曰、「汝不能敬命、予大罰殛之、無有攸赦。」作湯征。

といふ。湯曰云々は「湯征」の文らしく思はれる。金履祥は「書」の文に類しないので、「湯征」の舊ではなからうといふが、梁玉繩は、司馬遷が見た壁中の眞古文であらうといふ。しかし古文十六篇のうちには「湯征」はないから、司馬遷はこれを何より引くのか明かではない。「大傳」にも、「湯征」は見えない。

まづ「湯誓」の性格から考へよう。「論語」堯曰篇の「予小子履、敢用玄牡」云々の、孔安國の注は、「墨子引湯誓、其辭若此」といふ。しかるに今本の「墨子」兼愛下篇には、それにちかい文を引いて、「湯説」といひ、「湯誓」とはいはない。しかし「國語」周語上には、そのあとの部分に近いものを引いて、「湯誓曰」とする。⁽⁸⁶⁾「墨子」尙賢中には別に、「湯誓曰」として、「聿求元聖、與之戮力同心、以治天下」といふ、現存本にある句を引く。これらから考へると、現存の「湯誓」が、完本でないことは明かである。「史記」に全文を引くけれども、順序が異り、また文字を異にするものが多い。ここから劉逢祿は、「史記」所引は今文で、現存本は東晋の古文で、その相違がここに現れてゐる。しかも「史記」には衍が多いから、古文はその順序を正してゐるが、もともと「湯誓」には闕文があり、それが錯簡ではないことを知らないのだ、といつてゐる(書序迷問)。そこから劉氏は、「墨子」「國語」によつてその闕文を補つてゐる。しかしそれにしても、「湯誓」の闕がすべて補はれたとは思へない。

他方「湯征」は、「孟子」に見えるのみである。それは次の四條である。

湯一征自葛始。(梁惠王下)

後我后、后来其蘇。()

葛伯仇餉(滕文公上)

後我后、后来其無罰。()

すべて葛伯の征討に關するもので、引用の内容もきはめて乏しい。しかもそれは説話的・對話的になつてゐる。またこの梁惠王・滕文公の説話のすべてが「書」にあつたのではないことは、説話の中にことさらに一句、「書曰」とあることから知られる。しかも説話からみるときは、「東面而征、西夷怨、南南而征、北狄怨」「民望之若大旱之望雲霓也、歸市者不止、耕者不變。誅其君而弔其民、若時雨降、民大悅」とある。すなはち「孟子」にひくこれらの「書」の斷片は、ただ葛伯に關するものではなく、湯の征討全體に關するものの一部であり、従つてその完成である桀との戦と別のものではない。現存「湯誓」が不完全なかたちであるところから、これらの「書」の斷片は、その前文をなすものと思はれる。さらに後に論ずるやうに、「尙書」の發展の過程からすると、孟子の時代に、「湯征」といふかたちが成立してゐることは、肯ひがたいことである。少くとも「湯誓」がのちに前半を分離し、敷衍し、「湯征」を成立せしめたものと思はれる。「史記」にひくものはその斷片であらう。

「誓」については、ほかに「甘誓」「大誓」「牧誓」がある。しかし「甘誓」が戰國中期の成立であることは、そのなかに五行思想が顯著に存在することからも知られる。「甘誓」は「墨子」明鬼下に、「夏書禹誓」といふ名で出てゐる。「墨子」のこの部分の成立も、明かに戰國中期までさがる。「大誓」は、「孟子」に2(書曰で「大誓」にちかひもの別に2)、「左

傳」に4、「國語」に3、「墨子」に6、「禮記」に1、「荀子」に1、および「史記」周本紀・齊世家にみえてゐる。周書のなかでは「康誥」とともに、もつとも引文の多いものである。それに反して「牧誓」は、「史記」魯世家のほか、全く見えない。「牧誓」が戰國時代の著作であることは、その文體のほか、「時甲子昧爽」といふやうな時の記述法、「天子」「百姓」のやうな用字からも推定されてゐる。⁽⁴⁰⁾「大誓」については、少くとも「論語」のころには存在しなかつたことを、前に論じた。しかし「孟子」には、明かにあらはれてゐる。そこで考へるのに、「湯誓」は、湯が殷王朝の基礎をひらくための征戰の宣誓であり、「大誓」は周の文王・武王が殷を伐つ宣誓である。後者は、周公を中心とする古い周書の部分の序章として、その歴史的構成を目ざしたものであり、「牧誓」はその敷衍にすぎない。この「大誓」と「牧誓」とに關しては、さまざまの問題があり、「大誓」にいくつもの異本があり、「牧誓」もその終りの部分の異本と考へられる點もある⁽⁴¹⁾ので、そのことは別に詳論したい。ここではそれが、孔子ののち、孟子の前に現れたと見られる點を指摘するにとどめる。さうすると、「誓」はまづ文武王に、次いで湯に關してあらはれたと見ることができらう。「湯誓」と「湯征」とがはじめ同一篇であつたといふ意見は、「大誓」の構成―すなはちはじめの部分に敘事的な要素が多く、後の部分に長い宣言の文があるところ―からも推定できるところである。さらに考へるなら、「湯征」は「湯誓」の轉化ではなからうか。その可能性がもつとも多いやうに思はれる。征は正、誓は定にもとづき、定は正の轉音と考へられるからである。

(3) 伊 訓

萬章上には、

伊訓曰、天誅造攻、自牧宮、朕載自亳。

とある。「伊訓」については、「史記」殷本紀に、

帝中壬即位四年崩。伊尹迺立太丁之子太甲。太甲、成湯適長孫也。是爲帝太甲。帝太甲元年、伊尹作伊訓、作肆命、作徂后。

とあり、「書序」には、

成湯既没、太甲元年、伊尹作伊訓・肆命・徂后。

とあるが、「大傳」には見えない。「漢書律曆志」と、「典寶」序の鄭注には、次の文がひかれてゐる。

伊訓篇曰、維太甲元年十有二月乙丑朔、伊尹祀於先王、誕賚有牧方明。（漢書律曆志）

伊訓曰、載孚在亳、征自三朧。（寶典序鄭注、堯典正義引）

右のほか戰國秦漢の古典にはみえない。鄭注古文にあつたが、現存しない。

いま伊尹について、「論語」をみると、一條、

湯有天下、選於衆舉伊尹、不仁者遠矣。（顏淵）

とあるのみ。しかも子夏の言となる。樊遲と孔子との仁についての問答のあとに附加されてゐて、舜と皋陶、湯と伊尹との關係が述べられてゐる。舜以外の人物は、「論語」にはほかに絶えてみえぬところである。舜についても、多く後の追加であることは、すでに、「孔子と尙書」において、堯曰篇を中心にみたところである。さうすると、この顏淵篇末にちかい一章も、末尾に後の追加があると見ることは正しいであらう。このやうに、伊尹は「論語」に見えず、孔子は彼についてふれることが少かつたと思はれる。

それに反して「孟子」には、湯とともに、伊尹は數多く現れる。湯は十三條・二十二節・三〇回におよび、伊尹は八條・一五節・一九回あらはれてゐる。そのうちには、

湯之於伊尹、學焉而後臣之。故不勞而王。桓公之於管仲、學焉而後臣之。故不勞而霸。……湯之於伊尹、桓公之於管仲、則不敢召。（公

孫丑下)

繼世而有天下、天之所廢、必若桀紂者也。故益・伊尹・周公不有天下。伊尹相湯、以王於天下。湯崩太丁未立、外丙二年、仲壬四年、太甲顛覆湯之典刑。伊尹放之於桐三年。太甲悔過、自怨自艾、於桐處仁遷義三年。以聽伊尹之訓己也、復歸于亳。周公之不有天下、猶益之於夏、伊尹之於殷也。(萬章上)

といふ文も見える。ここからわれわれは、孟子が、湯・太甲における伊尹を、武王・成王における周公になぞらへてゐることを知る。しかも周書では、その中心をなすものは周公である。したがつて、殷に關する書を構成しようとするとき、周書における周公にならつて、まづ伊尹を中心とするものをおくことは、當然考へられる。「孟子」における伊尹の位置は、その豫想が正しいことを證するようには思はれる。「論語」から「孟子」への、伊尹の扱ひの變化をみると、書の「伊訓」が孔子のあと、孟子にちかひころ成立したといふことも推定できよう。なほ「訓」といふのも、周書の「誥」に對して名づけられたものではなからうか。

(4) 太 甲

つぎに「孟子」には「太甲」がみえる。

太甲曰、天作孽、猶可違、自作孽、不可活。(公孫丑上・離婁上)

公孫丑上と離婁上とに見えるものは、地の文は異なるけれども(共に仁・不仁についての論であるが)、引文は全く同じである。「禮記」緇衣にも同文の引用があるが、四字異つてゐる。右のほか、「太甲」をひくものは、「緇衣」に1、「大學」に1、「表記」に1ある。

太甲曰、毋越厥命以自覆也。若虞機張、往省括于厥度則釋。(緇衣)

太甲曰、顧諟天之明命。(大學)

太甲曰、民非后、無能弼以寧。后非民、無以辟四方。(表記)

「史記」殷本紀には、先の「伊訓」につづけて、

帝太甲既立三年、不明暴虐、不遵湯法、亂德。於是伊尹放之於桐宮、三年。伊尹攝行政當國、以朝諸侯。帝太甲居桐宮三年、悔過自責反善。於是伊尹迓迎帝太甲、而授之政。帝太甲修德、諸侯咸歸殷、百姓以寧。伊尹嘉之、迓作太甲訓三篇。

司馬遷はこれを「太甲訓」として「伊訓」とならべる。「太甲」は今文・古文ともに傳はらない。書序には、

太甲既立、不明。伊尹放諸桐。三年復歸于亳、思庸。伊尹作太甲三篇。

とある。僞古文では三篇を僞作してゐる。「大傳」にも見えない。

太甲も「論語」には見えない。「孟子」には四條(四節・四回)みえてゐる。前引のほか、

公孫丑曰、「伊尹曰、『予不狎于不順。』放太甲于桐、民大悅。太甲賢、又反之、民大悅。賢者之爲人臣也、其君不賢、則固可放與。」孟子曰、「有伊尹之志則可。無伊尹之志則篡也。」(盡心上)

のやうなのが見える。なほ、「左傳」には1、「國語」には1、「墨子」「莊子」なし、「禮記」3(すべて書名)、「荀子」「呂氏春秋」「淮南子」なし、となり、その關心は孟子において、もつとも著しいことがわかる。盡心篇には問題が多いが、述べるところは前引とかはらない。「太甲」も断片しかわからないが、諺風の表現が多いところを見ると、古い成立とは考へられぬ。また、君と民とを、道徳的な相互關係として並べていふしかたは、「書」ではほかに、「臯陶謨」に「天聰明、自我聰明、天明畏、自我民明威」と、やや類似的表現がみえるにすぎない。古くは民は統治の對象としてのみ見られたので、これは明かに戰國的思想である。また、天命は自明なことであるから、これを「明命」と形容するのも、古いしかたとは思

はれない。僞「威有一德」に「克享天心、受天明命」、僞「武成」に「俟天休命」とあるにすぎぬ。「召誥」に「祈天永命」「受天永命」とある永命は、周王朝の永續をねがふのであり、金文に、「受天有大命」（大孟鼎）、「有芘于大命」（羌伯殷）、「雁受大命」（毛公鼎）、「□受大命」（師匄殷）とある大命は、天命の偉大なことを云つたので、これも明命とはことなる。これらのことから、「太甲」は「伊訓」と一連をなし、それよりいくらかおくれ、孟子の前に成立したと考へられるであらう。

(5) 説命

「説命」の篇名は、「孟子」には見えない。ただ「書曰」とある次の文が、「説命」よりひくと思はれることについて、上述した。

曰、若藥不瞑眩、厥疾不瘳。（滕文公上）

この文は「國語」楚語上に、「武丁於是作書曰」のなかに引かれてゐる。

以余正四方、余恐德之不類、茲故不言。

若金用女作礪、若津水用女作舟、若天旱用女作霖雨。啓乃心、沃朕心。若藥不瞑眩、厥疾不瘳。若跣不視地、厥足用傷。

「説命」の文はほかに、「禮記」に「兌命」として、緇衣に2、文正世子に1、學記に3、ひかれてゐる。

兌命曰、惟口起羞、惟甲冑起兵、惟衣蒙左筓、惟干戈省厥躬。（緇衣）

兌命曰、爵無及惡德、民立而正、事純而祭祀、是爲不敬、事煩則亂、事神則難。（緇衣）

兌命曰、念終始典于學。（文王世子・學記）

兌命曰、學學半。（學記）

兗命曰、敬孫務時敏、厥脩乃來。(學記)

これは「史記」殷本紀には、帝武丁が夢に聖人、名は説といふものを見て、それを採し、傳險にえて、あげて相となし、殷國が大いに治まり、つひに傳險を姓として傳説と云つたことがみえてゐる。しかし「説命」篇については全くしるすところがなく、その點ほかの記事に似ずしぎである。「大傳」には、「説命」をひき、

書曰、高宗梁闇、三年不言。

とする。この篇は今文に見えないけれども、一句を古典の引文にとり、注釋するものであらう。鄭注古文十六篇の中にも見えない。今本は晋の僞古文で、序に、

高宗夢得説、使百工營求諸野、得諸傳險。作説命三篇。

といふ。

いま「史記」の殷本紀を見ると、もつとも強調されてゐるのは湯であり、太甲・盤庚・武丁がそれにつぐ。これは司馬遷の記述が、諸子や史傳によるほか、「書」により、「書」のその部分が「盤庚」のほかは佚亡してゐたが―もつとも長編で強調されてゐたことが、引文によつて想像されたからであらう。

「論語」と「孟子」とを比較すると、前者には、盤庚・武丁・傳説いづれも見えてゐないが、「孟子」には武丁と傳説が一か所つづあらはれてゐる。盤庚は見えない。

由湯至武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣。久則難變也。武丁朝諸侯、有天下、猶運之掌也。紂之去武丁未久也。(公孫丑上)

舜發於畎畝之中、傳説擧於版築之間、膠鬲擧於魚監之中、管夷吾擧於士、孫叔敖擧於海、百里奚擧於市。(告子下)

孟子も數多くの聖君・賢者の中に並記してゐて、特別彼を擧げてゐるわけではない。しかし孔子において關心の薄いのが、

ここには幾らか現れてきてゐることは知られる。さらに孟子以後においては、武丁は、「左傳」なし、「國語」1、「墨子」2、「莊子」1、「禮記」3、「荀子」「呂氏春秋」なし、「淮南子」1であり、傳説は、「左傳」なし、「國語」1、「墨子」3、「莊子」1、「禮記」なし、「荀子」1、「呂氏春秋」1、「淮南子」1となつてゐる。その後ことに關心がふかくなつて來てゐるやうには見えない。また「說命」の斷片を見ると、ほかの篇に見えない特徴があることに氣がつく。それは多くの諺風や格言風の表現であり、ことに兵に關するものがみえる。それは「太甲」にもあるが、それよりはるかに著しい。また「念終始、典于學」「學、學半」といふ學の主張は、孔子の思想を経てきてゐるやうに思はれる。「事神」といふ鬼神の思想が、思想の表面に顯著になるのは戰國時代、ことに墨翟の後學においてである。德に對して、「惡德」といふ語があらはれるのも、古い用法ではない。「詩」の末期には、「莫不令德」(小雅、湛露)、「不駿其德」(小雅、雨無正)。「不明爾德」「爾德不明」(蕩)といふ用法はあるが、それは惡德とは全くことなる。これらはいづれも戰國思潮である。従つて「說命」は、孟子のやや前に、武丁と傳説とにかけた、諺や格言の集録として成立したと思はれる。すなはち、それは商書の發展のなかに現れたので、その成立は「湯誓」「伊訓」「太甲」におくれ、商の中興期を為がく書として、重要な意味をもつたと思はれる。

(6) 大 誓

次に周書について見よう。

「孟子」における「大誓」の引文は2、「書」のうち「大誓」と思はれるもの2である。

大誓曰、我武維揚、侵于之疆、則取于殘、殺伐用張、于湯有光。(滕文公下)

大誓曰、天視自我民視、天聽自我民聽。(萬章上)

書曰、天降下民、作之君、作之師、惟曰其助上帝寵之。四方有罪無罪、惟我在。天下曷敢有越厥志。(梁惠王下)

書曰、……有攸不惟臣、東征綏厥士女、匪厥玄黃、紹我周王、見休、惟臣附于大邑周。(賡文公下)

のやうである。大誓は、周書でもつとも引用が多く、そのほか、「左傳」4、「國語」3、「墨子」6、「禮記」1、「荀子」1におよんでゐる。これは周の文王・武王の殷に對する討征の宣言として、また周王朝の基礎の確立を示す書として、もつとも尊重されたからである。しかしその文を見ると、古朴ではありえず、内容も雜多である。また漢においては、伏生の今文にはなく、のちに現れ、やがて亡ぶといふ、今文として特殊な位置を占めてゐる。これについては、おびただしい議論がなされ、まだ解決がついてゐないので、別に論じたい。そこで評論するやうに、私はこの篇の成立は、やはり孔子ののち、孟子の前であるとみる。しかも一連の新しい述作の中ではもつとも早く、基礎的なものであつたと考へたい。しかしその後、あとの學派によつていろいろ變改され、陳夢家氏がいふやうに幾本もの「大誓」があつたことを私も認めてゐる。

(7) 武成

つぎに、「孟子」盡心下には、「武成」の篇名が見える。

孟子曰、盡信書、則不如無書。吾於武成、取二三策而已矣。

ここにいふ「書」とは、すでに第二節にふれたやうに、戰國の諸書にみえる武王に關する記述||血流漂杵||から、武王を守らうとしたもので、必ずしも「書」の全文をさすものではない。「武成」は武王傳説の中心にある書として、批評されたのであらう。「史記」周本紀には殷を滅したのちのことを、

封商紂子祿父殷之餘民。武王爲殷初定未集、乃使其弟管叔鮮・蔡叔度相祿父治殷。己而命召公、釋箕子之囚。命畢公、釋百姓之囚、表商容之閭。命南宮括、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、以振貧弱萌隸。命南宮括・史佚、展九鼎保玉。命闕天封比干之墓。命宗祝、享祠于軍。乃罷兵西歸。行狩、記政事作武成。

としるし、書序には、

武王伐殷、往伐歸獸、識其政事、作武成。

といふ。「武成」は鄭注古文にあつたが、そののち亡んだ。「孟子」のほかには、「大傳」と「漢書」律曆志とにみえる。

周書武成篇。惟一月壬辰、旁死霸。若翌日癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂。

武成篇曰、粵若來。三月、既死霸。粵五日甲子、咸劉商王紂。

武成篇曰、惟四月既旁生霸、粵六日庚戌、武王燎於周廟。翌日辛亥、祀於天位。粵五日乙卯、乃以庶國祀誠於周廟。(漢書律曆志)

僞古文では、はじめの五句が採られてゐるが、ほかは異なる。「書」のはじめに時日をしるすのは、周書の特徴であるが、「康誥」「召誥」などには、日を示すのに哉生魄・生霸・死霸などの語を用ゐてゐる。

惟三月、哉生魄。周公初基、作新大邑于東國洛。四方民大和會。(康誥)

惟二月既望、越六日乙未。王朝步自周、則至于豐。惟太保、先周公相宅。越若來。三月、惟丙午朏、越三日戊申。太保朝至于洛、卜宅。

厥既得卜、則經營。越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭。越五日甲寅、位成。若翼日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營。越翼日

戊午、乃社于新邑。牛一、羊一、豕一。越七日甲子、周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯。厥既命庶庶、殷庶丕作。太保乃以庶邦冢君、出

取幣、乃復入錫周公。(召誥)

「洛誥」のやうに、末尾に作冊者の名、月年をしるすのが、卜辭・金文からみて、古いかたちであることは、すでに指摘されてゐるとほりであるが、「書」にはかかる形式は少い。はじめに生魄・生霸・死霸としるすのも、右の二篇があるにすぎず、その點では、「武成」のはじめは、「召誥」にしごく近いといふことができる。この律曆志における「武成」の引文は、その中間に、序や傳の文、もしくは説明があつて、中斷してゐるが、本來連續するのかわからぬ。しかし記述のや

うすからみると、連續するやうに思はれる。はつきり整理され秩序づけられた描寫は、「召誥」と異なるやうに思はれる。また殷を破り王を殺したとしても、まだ混亂のはげしいとき、このやうな秩序だつた計劃的な祭祀が行はれたであらうか。この祭祀は、(1)武王の周廟の燎祭、(2)天位の祭祀、(3)庶國の周廟の馘祭、の三つである。

周初の五誥を中心とする諸篇にも、そのやうな秩序だつた描寫はみえてゐない。しかもそこには、古い文字の用法として、むりなところがある。天について「天位」といふのも、書には僞「太甲」に「天位難哉」とあるのみで、「孟子」にはじめて、「弗與共天位」（萬章下）の語がみえてゐる。武王が燎祀した「周廟」の周は、自明のことで、當時の書なら省かれるであらう。しかしこれは後に書き加へられることもありうるかも知れない。さらに、庶國をして周廟に祀馘（馘祭）させたといふことはどういふことであらうか。諸國の君が集つて周廟を祭つたのか、諸國においてそれを祭らせたものか。おそらく前者であらうが、庶國とは周の一族の國君たちであるのか、異姓の國君をも含むのか。もし一族であるなら、このやうな記述は不要であるし、異姓であるなら、當時といへどもありえないことである。また諸侯のことを「庶國」としるすのも、古い用法とは思へない。このやうにみると、この篇のちに儒家思想によつて、「召誥」「康誥」に模し、新しい理念で整理してつくられたことは明かである。かくして「武成」の成立は、戰國初期、すくなくとも孔子以後、孟子以前と見られるであらう。

(8) 康 誥

康誥曰、殺越人于貨、閔不畏死、凡民罔不諱。（萬章下）

「康誥」は周初の古い諸篇のうちでは、もつとも多く、戰國の諸書にひかれてゐる。その明かなものをひろつても、「左傳」10、「國語」1、「禮記」9、「荀子」6、「韓非子」1におよび、「墨子」をのぞくほか、戰國古典にひろく分布し、そ

の数は書のなかでは最大である。それは、五語を中心とする諸篇がほとんど見えないのに比べると、著しい相違である。これらのことは、別に問題にしようと思ふが、この篇がもつとも古い層に屬することは、異論のないところである。この篇について蘇軾が篇首の四十八字が洛誥の錯簡であるとし、朱子や清の顧亭林はその説に従つてゐる。しかし一方、金履祥は、これは洛誥とも充分調和しないので、おそらく「梓材」の敘であらう、と云つてゐる。これらのことについても別に論じたと思ふ。

(10) 君 牙

書曰、丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈。佑啓我後人、咸以正無缺。(滕文公下)

この書は、周書のなかでは、康王以後に屬し、亡佚した「畢命」「君牙」「冏命」(後者は鄭注古文)のなかの一人で、おそらく「君牙」であらう。その成立も春秋末を遡りえないであらう、といふことは、すでに第二節に詳論した。「君牙」はほかに「禮記」縹衣にみえるが、「畢命」は「史記」に、「冏命」は「史記」「大傳」、鄭注古文に名があるにすぎない。「禮記」の引文は、

君雅曰、夏日暈雨、小民惟曰怨。資冬社寒、小民亦惟曰怨。

といふのである。それは戰國諸子の表現に似てゐる。「君牙」は「史記」にはみえない。その表現はさまざまの要素を混合してゐて、古い篇にはありえないところである。

第七節 結 語

いま「孟子」に引かれた書を表示すると、次のやうになる。

孟子所引の尙書

計	周	商	夏	虞	
9	○ 康 誥 1 △ 武 成 1 ● 大 誓 2	▲ 太 甲 2 △ 伊 訓 1 ○ 湯 誓 1		○ 堯 典 1	篇名あるもの
10	▲ 周 書 (君牙) 1 ● 大 誓? (武成) 2	▲ 說 命 1	● 湯 誓? 4	△ 大 禹 謨? 1 × 虞 書 (舜) 1	書 曰
6	● 大 誓? 1	▲ 太 甲 1		× 不 明 (堯) 1 × 不 明 (舜) 3	そ の 他

○伏生今文 ●その逸文 ●後得今文 △鄭注古文 ▲百篇序本 ×不明逸篇

かくしてわれわれは、戰國社會の開始は、「書」に、今まで考へられてゐたよりも、はるかに本質的な影響を與へたことを知るであらう。古代封建制の崩壊は、加速度につよまつてきた。新しい鐵農具による生産の進歩、所有觀念の分化、古代商業の發達と都市の繁榮とは、村落の古代共同體を分解せしめ、その階層化をつよめた。周の統一的な文化はくづれ、諸侯の城市がそれぞれ獨自の文化を營み、政治の中心もまたそれらの都市にあつた。國と國、都市と都市の連合は、新しい事態を生みだしはじめた。思想家たちの動きは、やうやく著しくなつてきた。孔子を始祖とする儒家のほか、墨家・道家・揚朱・許行の徒があらはれる。彼らは思ひ思ひの理論によつて、自己の優位を力説し、證明しようとした。ことに孔子の後學の發展にはめざま

しいものがあつた。

しかも彼らによつて、「書」は著しく變貌をとげるのである。その多くは孔子ののち、孟子以前において企てられた。むしろ孟子の方により近づいてゐると思はれる。或ひはそのどれかに、孟子の意志が加はつてゐたのかも知れない。ことに儒家として重要なのは、現實を見きはめてその對策をたてることであつた。彼らはすでに、孔子およびその後繼者の理想主義的世界觀が、世を指導するに充分でないことを自覺してゐた。もつとも根本的なものは、周王朝によつて、現實の政治的恢復をはかることが不可能であるといふことである。そこから彼らは、孔子とちがつた意味の歴史主義を身につけた。それは、孔子が周王朝において理想を實現しようとするのに對して、彼らは歴史の全體のうちに、その流れの中において、理念を實現しようとしたからである。それは現實の動きを一應みとめ、その中から理念を生みだしてゆかうとすることである。それは周王朝に代る統一者を見いだすことであつた。その統一者は、諸侯のうちにあるであらう。しかし諸侯は高貴の出身であるとはかぎらない。

かくして第一に、彼らは王朝の變化、世系の交替をそのまま肯定する。すなはち唐・虞・夏・殷・周の徳による移行の過程に目を向け、徳によらざるものは放伐されることを主張する。第二に、舜のやうに、凶惡な父母や兄弟にさいなまれ、しかも忍従して帝位につく、一匹夫が注目される。「孟子」の易姓革命説、性善説はこのやうにして現れる。しかし彼においてとつぜん築かれてきたものではなく、時代のなかから除々に生れ、彼において體系化されてきたことは明かである。それは「書」の展開のうちに知られるところである。われわれはいま「孟子」にあらはれる「書」の本質を、次のやうに見ることができるとであらう。

1 孔子時代の「書」は、周書のみで、それも周公・成王を中心とし、幾つかの、それに次ぐ時代の諸篇が附加されてゐる

た。それが孟子のころになると、歴史をとほして、上古から周代まで體系化されてくる。すなはち周においてまづ、文王・武王に關するものが形成され、「大誓」「武成」があらはれ、その「誓」は、同時に殷初の「湯誓」を成立せしめる。しかも殷の歴史は、そのもつとも偉大な人物伊尹を周公になぞらへて、「伊訓」を生み、ついでそれを繼ぐ太甲、中興の武丁（高宗）にちなんで、「太甲」「說命」の諸篇をあらはれしめる。さらに遡つて堯・舜をえがく堯典（帝典）、それにつづく大禹謨を形成せしめる。他方、周公より降つて、その補篇として、康王ないし穆王に關する書が制作されることになる。その順序は、おそらく、「大誓」「湯誓」などがはやく現れ、ついで「堯典」「大禹謨」がかかれ、さらに他の諸篇が補入されていったと見ることができであらう。それにはもちろんなほ多くの書篇や、その後の引書の検討が必要であらうが、「孟子」を中心としてみると、一應そのやうな見とほしをもつことは可能であらう。すなはち孔子以後、孟子にいたる儒家思想の展開のうちに、「書」に新しい増補と體系化がなされてきたことを知るのである。

2 そこから當然、孟子の關心の中心は、古い周公・成王を中心とする諸篇より、戰國初期に成立した新しい部分に向けられた。しかもこれらの諸篇が、孟子の思想的立場に相應してゐることは、前述のとほりである。そこには新しい時代思潮がもたれ、文章も平明になつてきてゐる。擬古文においても、文字の新しい用法はかくしきれなかつた。

3 もちろん戰國中・後期の「尙書」の研究と密接に關連することであるが、「書」のもつとも古い部分は、今文に含まれてゐて、古文（鄭注）として復活されたもの、もしくは亡佚したもののなかには、最も古い部分はほとんどないといふことも、ほほここから推察されるであらう。

4 孟子のひく、「大誓」「湯誓」、および「君牙」と思はれる引文（丕顯哉文王謨……）には、韻文がまじり、その意味でも新しい表現である。少くともそこには、大雅の影響を見のがしえないのである。しかし一方、記述が敘述的になつて來

て、書序の濫觴、または釋義を思はせるものが現れてきた。孟子の、「武成」の信頼性に對する批評もまた、このやうなところから現れてきたものと思はれる。

(熊本大學教授)

注

- (1) 拙稿「孔子と尙書」(福井博士頌壽記念東洋思想論集、一九六〇年)。
- (2) 皇甫謐「帝王世紀」所引も同じである。
- (3) 段玉裁によると、もと「虞書曰、助乃殂」とあつたといふ(說文解字注)。
- (4) 阮元の校勘記に、泰・太につくるは俗、古はまさに大に作つたといふ。
- (5) 朱注には、殷受より爲烈にいたる十四字は、語意不倫で衍であらうといふ。
- (6) 拙稿「孔子と尙書」。
- (7) 趙注などにはそのあとすべて「書」の文とするが、さうではなく、孟子の上文の意を敷衍したのである。
- (8) これに似た文は「公羊傳」僖公四年、「荀子」王制篇、「後漢書」班固の奏記にみえてゐて、周公のこととする。そのことは、すでに焦箱が指摘してゐるやうに、孟子が尙書の一句を、周の文王の故事で説明しようとしたものであらう。
- (9) 惠棟も「古文尙書考」に、「湯誓」が全書でないことを指摘してゐる。第六節参照。
- (10) 陳夢家氏が「武成」は「大誓」の第三篇であるといふのは、

戦國前期における尙書の展開 松本

正しいと思はれる。

- (11) このことは「胤征」の成立年代からも云へる。拙稿「戰國中期の尙書—左傳の引文を中心に—」(近く發表) 参照。
- (12) 拙稿「戰國中期の尙書—國語の引文を中心に—」第一節(東方古代研究第九號、一九五九年) 参照。
- (13) ただ陳夢家氏は、規諫以下を「書」の文と考へてゐる。
- (14) 孫星衍「尙書逸文」も、それを虞書におく。
- (15) 陳夢家氏「尙書通論」九九頁四。
- (16) 「墨子」には「禹誓」「禹之總德」「武觀」があるが、墨家は異つた「書」をもつてゐたと思ふので、ここではふれない。拙稿「墨家と尙書」(近く發表) 参照。
- (17) 趙注は「若」までを「書」の本文とするが、「若」はあとにかかるとみるのが妥當であらう。
- (18) すでに鄭注古文に「舜典」の名がみえてゐる。
- (19) 漢以來、百篇を「尙書」、二十篇を「中候」とする説がある。
- (20) 「淮南子」泰族訓に、「四岳舉舜薦之堯、堯乃妻以二女、以觀其内、任以百官以觀其外。既入大麓、烈風雷雨而不迷、以屬以九子」とある。
- (21) 「舜典」の前半は、今文「堯典」末にあるといふ。
- (22) 陳夢家氏「尙書通論」六九頁参照。

- (23) 汲郡の「竹書紀年」をさす。
- (24) 咸豐五年自序。
- (25) 段氏によつて、劉逢祿・皮錫瑞らは「堯」を「舜」に改める。
- (26) このあと皮氏は、陳喬樞が「今文尙書經說攷」において、「宋書」禮志に高堂隆の引く「書」によつて、それを「今文舜典」の斷片としているのを、じつは「尙書中候」の文で、逸書ではないとし、陳氏・朱彝尊らの誤を指摘している（錢大昕の攷異による）。
- (27) 陳夢家氏は、孔傳を漢の孔安國にかける偽傳ではなく、東晉の孔安國の作とみる新説をかかげてゐる。
- (28) ただ一カ所、孔子の語をひいて、「孔子曰、大哉堯之爲君」（滕文公上）といふのがあるにすぎない。
- (29) 拙稿「孔子と尙書」参照。
- (30) 篇末に附加の篇が多いのは、木簡の餘白を利用して追加し、もしくは備忘がしるされたからである。
- (31) 拙稿「孔子と尙書」。
- (32) 顧氏の言にもかかわらず、堯については見えない。
- (33) 王靜安氏「周秦京考」。
- (34) すでに「堯典」に五行のみなもととなる思想がみえ、また「皋陶謨」「呂刑」とともに、五刑の思想があるところからも知られる。小島祐馬博士「尙書に見えたる五刑」（支那學第一卷第十號、一九二二年）、拙稿「戰國中期の尙書―國語の引文を中心に―」第三節参照。
- (35) 張西堂氏「尙書引論」一九五八年、一七八・九頁参照。また「大禹謨」については、拙稿「戰國中期の尙書―左傳を中心に―」「墨家と尙書」参照。
- (36) 拙稿「孔子と尙書」参照。「呂氏春秋」順民篇には書名をことはらずにひき、「說苑」君道篇には「書曰」とする。
- (37) この兩篇の説話には、同じものが重複した部分がある。
- (38) 陳夢家氏は、孟子以前の宋人の擬作で、今は秦人の改削を経てゐる。しかも擬作は二、三篇存在したと思はれ、従つて「墨子」にひく「湯誓」は今本には見えない、といふ（尙書講義・湯誓―尙書通論一九三頁。湯誓講義―文史雜誌一卷八期）。
- (39) 「甘誓」の内容は、禹に關するもの（墨子・呂覽・莊子・說苑）、啓に關するもの（書序・夏本紀）、夏后相に關するもの（呂覽）の三説がある。
- (40) 張西堂氏「尙書引論」一八六・七頁。
- (41) 陳夢家氏「尙書通論」五三―六八頁。
- (42) 諺風の表現は、「詩經」においても新しい層に現れる。しかもここではそれよりさらに發展した、格言風の表現となる。拙著「詩經諸篇の成立に關する研究」一九五八年、第五章第二節参照。
- (43) 王國維氏「洛誥解」（觀堂集林卷一）。
- (44) 陳夢家氏「尙書通論」一四頁。